

平成30年度第13回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第4号）

平成31年3月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 議案第112号 平成31年度御船町一般会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 聖 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯雄 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 池田 浩二 君	8 番 塚本 勝紀 君
9 番 田中 隆敏 君	10 番 沖 徹信 君
11 番 井本 昭光 君	12 番 岩田 重成 君
13 番 藤川 博和 君	

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	藤木 正幸 君	御船町教育長	本田 惠典 君
総務課長	吉本 敏治 君	企画財政課長	坂本 幸喜 君
税務課長	上村 欣也 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課長	田中 智徳 君	福祉課長	西橋 静香 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農業振興課長	藤野 浩之 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建設課長	野口 壮一 君
学校教育課長	坂本 朋子 君	社会教育課長	宮川 一幸 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	福田 敏江 君

監 査 委 員 山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） 開会前に、吉本総務課長から発言の申し出がっております。発言を許します。

○総務課長（吉本敏治君） 昨日の一般会計予算の歳入の中で、沖議員からの質疑に対して十分な答弁ができておりませんでしたので、改めてここで答弁をしたいと思います。

起債のところの欄で、消防詰所関係の予算の関係で質疑がありました。ここでもう1回、関係分として明確にお答えをしていきたいと思います。まず、1分団の2班、荒瀬になりますけれども、これは平成30年度予算で30年度完成予定です。来週検査の予定となっております。それから1分団の3班、牛ヶ瀬になりますけれども、これは平成30年度予算で、繰り越して事業を行う予定としております。次に、1分団の5班です。辺田見になります。これも30年度予算計上で繰越事業で行っております。

次に、5分団の2班です。茶屋本・八勢になりますけれども、これは分館が解体、それから格納庫も解体を行うものですから、新しい分館で消防積載車等の格納を行いたいと思っております。

それから、6分団の2班です。浅の藪につきましては、平成30年度予算計上で、既に着工しておりますけれども、繰り越して事業を行っております。大体6月ぐらいの完成予定と思っております。次に、6分団の3班、間所になります。これにつきましては、区や班の意向がありまして、今のところ建て替えの希望は出ておりませんでした。現在班員は3人ですが、裏がちょっと擁壁がついてありまして、若干高低差があります。まずは、擁壁の修復等については、まず区で対応してみたいということでありました。しかし、平成31年度中に、また大雨等の時期等もありますので、されますので、危険度に応じて、場合によっては平成31年度の補正予算で対応することになるかもしれません。

次に、8分団の3班、下高野になりますけれども、こちらは平成31年度当初予算で事業を行う予定としております。次に、8分団の4班、甘木です。これも同じく31年度の当初予算で対応することとしております。

次に、9分団です。9分団の2班、陣になりますけれども、これも平成30年度の予算

で計上しております、これも繰越事業で行うことになります。次に、9分団の3班、秋只になりますけれども、これが平成31年度の当初予算で計上している部分になります。

それと、もう1つ、南田代3区の自衛消防隊があります。こちらは、格納庫のみを当初建設予定ということで、地元からも要望が上がっておりましたけれども、設計段階で詰所の部分も併せてということで変更できないかという相談を受けております。こちらについても、もうちょっと協議を行った上で、場合においては平成31年度の補正予算で対応することになるかもしれないと考えております。

消防団員の関係が10カ所と、自衛消防隊が1カ所、合わせて11カ所になりますけれども、平成31年度までにはすべて終える、あるいはその方向性をしっかりと決めたいと思っています。

○10番（沖 徹信君） 5の2、農協跡地の中に造るということですか。

○総務課長（吉本敏治君） 上野農協の跡地に、シャッターがついている扉がありますけれども、そこに格納庫を造るならばというところで、今地元とも協議をもらって考えているところです。

○10番（沖 徹信君） ということは、新規に格納庫は造らなくて、今の倉庫というか、それを格納庫代わりにするということですね。

○総務課長（吉本敏治君） はい。

○10番（沖 徹信君） それから、9の2の場所、どこになりますか。

○総務課長（吉本敏治君） 9分団の2班につきましては、陣集会所の横に建設を予定しております。

○10番（沖 徹信君） あそこは十分な土地があるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） ここは、地権者から用地について無償提供の同意をいただいております。

○10番（沖 徹信君） では、秋只はどうなっていますか。

○総務課長（吉本敏治君） 秋只につきましても、寄附採納が済んでおります。そこに新しく建てるということになります。

○10番（沖 徹信君） ですから、その場所は大体どこら辺になりますかというのです。

○総務課長（吉本敏治君） 場所については、うまく説明できませんけれども、八竜橋を渡って、登り上がったところの左側になります。

○10番（沖 徹信君） 今、消防団の分団の統廃合、各班の統廃合、そこら辺を十分考慮しての積載車格納庫の建設に当たっておられるわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、分団長会議等の中でも話を出して、さらには区からも同意等もいただいた上で進めることとしております。

○10番（沖 徹信君） はい。

○議長（藤川博和君） よございますね。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第112号 平成31年度御船町一般会計予算について

○議長（藤川博和君） 本日の会議を開きます。

平成31年度御船町一般会計予算、歳出について、担当課長の説明を、款・項・目の順で求めます。1款、議会費から2款、総務費までの説明を求めます。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは、議会費について説明をさせていただきます。予算書31ページをお開きください。1款、議会費。1項、1目、議会費。予算額1億667万2,000円となります。主なものとして、11節、需用費の議会広報紙印刷製本費として201万3,000円、32ページをお開きください。13節、委託料の会議録作成委託料として262万6,000円、19節、負担金補助及び交付金の政務活動費交付金として336万円。

以上であります。

○総務課長（吉本敏治君） 33ページからになります。2款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費です。3億7,966万円です。

34ページをお願いいたします。主なものとしまして、まず旅費です。熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る普通旅費として278万6,000円を計上しております。

次に、35ページです。13節、委託料です。一番下に、その他委託料とありますけれども、会計年度任用職員制度に移行するためシステムの導入及び給与システムの改修業務として、425万2,000円を計上しております。次に、14節ですけれども、熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る住宅使用料ということで200万1,000円を計上しています。

次に、36ページです。負担金補助及び交付金、まず、上益城広域連合負担金として800万1,000円、それから下から2つ目です、熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る負担金として2,649万2,000円。

次に、2目、文書広報費です。11節の需用費、印刷製本費として608万3,000円、これ

は広報みふねに係るものです。次に、37ページです。12節、役務費、後納郵便料として391万2,000円、それから委託料とありますけれども、これはマイナンバーの安全管理等に係る職員の研修の委託料として27万5,000円を計上しています。次に、14節です。例規集の検索システム使用料として154万3,000円を計上しております。

次に、3目の財産管理費です。3億978万9,000円です。まず、需用費として電気料1,044万円。38ページをお願いいたします。役務費の中では、建物共済掛金の外667万5,000円を計上しております。次に、13節の委託料です。主なものは、庁舎の清掃管理委託料として880万円を計上しております。次に、39ページになります。14節の使用料及び賃借料、その主なものとしてコピー機使用料276万円を計上しております。それから25節の積立金です。この中で、下から2つ目の公共施設等整備基金積立金として1億2万3,000円の記載がありますけれども、これは、中身を見てみますと、ふるさと応援基金が1億1,000円、その利子の分として2万2,000円、合わせて1億2万3,000円となります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私から、39ページの一番下になります。4目、企画費です。7,814万7,000円です。主なものは、40ページをお願いいたします、8節、報償費の1,895万5,000円、ふるさと納税に寄附された方への返礼品代になります。41ページをお願いいたします。19節、負担金補助及び交付金の地方バス運行特別対策補助金1,203万9,000円、コミュニティバス運行補助金1,255万円になります。

5目、地域振興費3,289万7,000円。主なものは、8節、報償費の地域おこし協力隊8名分で、1,593万6,000円。それに19節、負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊活動補助金1,536万円です。

○総務課長（吉本敏治君） 同じく41ページです。6目、交通安全対策費1,313万円です。主なものとしましては、42ページをお願いいたします。11節、需用費の中で、防犯灯及び街路灯の電気料として686万5,000円、カーブミラー等の修繕費として265万5,000円を計上しております。次に、19節、負担金補助及び交付金で、主なものは、町交通災害の負担金として69万円を計上しております。

次に、7目、電子計算費8,496万2,000円です。主なものとしまして、まず需用費の印刷製本費として284万円。次に、13節、委託料の総合行政システム保守委託料として1,261万2,000円。次に43ページです。14節、使用料及び賃借料、その中で、システムソフト使用料が2,679万3,000円、総合行政システムリース料として1,088万円を計上しております。

19節の負担金補助及び交付金です。一番下です。社会保障・税番号制度システム整備（中間サーバー）負担金として531万3,000円を計上しております。さらに、28節の繰出金です。情報特会に対する繰出金として537万1,000円を計上しております。

次に、8目、職員厚生費495万4,000円です。これは、委託料の職員健康診断が主な支出の内容となります。

次に、9目の諸費121万6,000円です。主なものとしまして、19節、負担金補助及び交付金の御船地区防犯協会負担金として111万7,000円を計上しております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、44ページをお願いいたします。10目、企業誘致費55万3,000円。主なものは、9節、旅費の31万2,000円になります。

○会計管理者（福田敏江君） 同じく44ページです。20目、会計管理費605万3,000円。主なものとしましては、12節、役務費138万5,000円。これは窓口収納と納付書の郵送手数料になります。13節の委託料271万2,000円。これは、指定金融機関の委託料になります。

○税務課長（上村欣也君） 同じく44ページです。2項、徴税费。1目、税務総務費について説明いたします。本年度の予算額1億896万8,000円。税務総務費の主なものは、職員の人件費としまして8,749万4,000円。45ページをお願いいたします。12節、役務費、通信運搬費500万9,000円。13節、委託料、固定資産土地評価業務委託料990万4,000円。

46ページをお願いします。2目、賦課徴収費について説明いたします。今年度の予算額909万1,000円。主なものは、12節、役務費、通信運搬費、口座振替等の手数料などで154万2,000円です。47ページをお願いいたします。23節、償還金利子及び割引料の町税還付金600万円を計上しております。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 同じく、47ページでございます。3項、1目、戸籍住民基本台帳費、予算額3,257万6,000円です。主なものは、19節、負担金補助及び交付金の通知カード・個人番号カード関連事務委任に係る負担金198万2,000円となります。

○総務課長（吉本敏治君） 次に、48ページです。2款、総務費。4項、選挙費。1目、選挙管理委員会費575万円です。これは主に職員1人の人件費がその支出の内容となります。

次に、2目、選挙啓発費6万円。選挙啓発に係る費用を計上しております。

次に49ページです。3目、県議会議員一般選挙費583万9,000円。主なものとしましては、職員の時間外勤務手当362万1,000円、それから役務費98万円、通信運搬費です。これは、入場券等の発送費用になります。

次に、4目、町長・町議会議員一般選挙費946万5,000円です。そのページの時間外勤務手当のほか、消耗品等として80万円を計上しております。次に50ページです。12節の役務費223万1,000円です。これも、入場券等の送付の費用になります。

次に、5目の県知事選挙費815万6,000円です。職員の時間外手当のほか、同様に通信運搬費として、入場券発送費用等が107万2,000円が主な支出の内容となります。

次に、7目の参議院議員選挙費946万6,000円です。時間外勤務手当のほか、次の51ページになりますけれども、役務費が98万円。これも入場券等の送付費用になります。次に、13節、委託料ですけれども、97万1,000円計上しております。これは、ポスター掲示用の作成それから撤去などの費用を計上しております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 同じく51ページからです。5項、統計調査費。1目、統計調査総務費4万5,000円です。消耗品費及び負担金となります。

2目、学校基本調査費1万2,000円です。3目、工業統計調査費10万3,000円です。調査員報酬と消耗品費になります。

6目、農林業センサス費221万2,000円。主なものは、1節の報酬の調査員報酬202万2,000円です。

52ページをお願いいたします。13目、国勢調査区設定費18万6,000円。職員時間外手当と消耗品費になります。

21目、経済センサス調査区設定費1万8,000円です。23目、経済センサス基礎調査費35万4,000円。調査員報酬と消耗品費になります。

その下の、住宅統計調査費と国勢調査準備経費は廃目となっております。

○議会事務局長（福本 悟君） それでは引き続き52ページをお願いいたします。6項、1目、監査委員費197万2,000円となります。主なものとして、9節、旅費の費用弁償として22万8,000円、11節、需用費の追録代として30万4,000円。53ページをお願いいたします。19節、負担金補助及び交付金の県・郡監査委員協議会負担金として12万7,000円となっております。

以上で、1款、議会費、2款、総務費の説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。1款、議会費、2款、総務費についての質疑はありますか。

○10番（沖 徹信君） 質問することは、1番に全部を言わなんわけですか。

○議長（藤川博和君） いや、一問一答でよかです。

○10番（沖 徹信君） はい。それでは行きます。

議員報酬の議員です。議会費の中で、政務活動費、今、何%ぐらいの使用になっていきますか。

○議会事務局長（福本 悟君） お答えします。

約8割と見ております。

○10番（沖 徹信君） 8割使っているということは、まだ経費というのは要るのではないかと思います。それで、今、月2万円ですよ。それを値上げしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか、町長。

○町長（藤木正幸君） 議会で活発に動いていらっしゃるところが8割を超えているところだと思います。そのことについては、感謝するとともに、まだそれは議会で皆さんで決めていただきたいと思っています。できる限りのことは執行部としてやっていきたいと思えます。

○10番（沖 徹信君） 今の御船町議会というのは、非常に全国でも指折りの議会ということになっているようですけれども、そういう中での立場を維持していくためには、もうちょっと、もっと研修して、この地位を保ってもらうためには研修も必要だと思います。報酬を上げるということは非常に難しいかなと思っておりますので、利用する人は利用する、利用しない人は返すということで、政務活動費を上げて、議員が活動しやすくなるようにしていただきたいと思えます、が1つ。

もう1つは、監査委員です。近隣の町村の中で、監査委員室がないのは御船町だけではないかと思っております。そういうことにおいて、監査委員室を作るという計画はありますか。

○総務課長（吉本敏治君） 監査委員のための部屋ということですがけれども、以前から上がってきていたと思えますけれども、今回当初予算には計上しておりません。また、平成31年度中で、どこの部屋を使うのかも含めて、検討はしていきたいと思えます。

○10番（沖 徹信君） やはり、こういう言い方はいけないかもしれませんが、今の山下監査委員というのは、役場OBということで、よっぽど議員の方も知っておられますのでいいんですけれども、今度の替わられるか替わられないか知りませんが、新しい監査委員になったときに面識がない、そういう形の中で、どこで監査の仕事をすればいいんだということになりかねません。そういうことで、広い部屋とは言いません。狭い部屋

でいろんな書類があつて、机があつて、パソコン1台、そこら辺のスペースは、やはり確保していただかないと、監査委員として迎えるのに不都合じゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 本年も監査委員室をどうにかできないかという形で話を進めてまいりました。しかしながら、御存知のとおり、この庁舎の中は空き部屋というのがありません。ということで、これは今から議会にも御相談しなければいけませんけれども、今のところ議員控室の一角をちょっとお借りできないかというところで話を進めております。また、新たになりましたら御相談して、その辺を決めてまいりたいと思っています。

○9番（田中隆敏君） 今、議会の議論が出ておりますので、私も5期議会議員としてやってきましたけれども、まず、ここ近年、外から、要するに御船町議会以外から研修の申し込み、先ほど活発な議会であると議員も言っておられましたけれども、ここ数年、研修の申込状況はどうでしょうか。

○議会事務局長（福本 悟君） お答えします。

今、田中議員から質問がありましたとおり、いつからといいますか、これは、私が平成25年に当初議会事務局に来ました。その当時は、毎月のように研修の受け入れ、もうなった途端に受け入れをやっておりました。数十件の受け入れでありました。平成25、26年が続いておりました。地震の関係で、ほかも受け入れについてはほとんどが震災関係で受け入れておりました。そういう状況ですけれども、地震から少し落ち着いたところで、やはり御船町というのは、基本条例もできておりますので、そういった議会改革の観点から10数件は毎年受け入れる状況になっています。現在は以上です。よろしくお願ひします。

○9番（田中隆敏君） 以前はかなり件数も多く申し込みがあつていましたし、ここ近年、私も役職ではありませんのでよく中身はわからないんですけども、申し込みが少ないのか、あつても逆に断っているのか。そういうことであるならば、やはり議会の活発、活性化及び議会改革という手順がなかなか追いつかないと。先ほどありました、もう地震後3年、そしてまたまもなく議会が改選ということになりますと、やはり、受け入れを行うということは、出かけて行って研修をするということよりも、御船のほうに来られてお互いのそういうやり取りの中で研修ができるわけですので、そういうのも拒否するのではなくて、大いに受け入れてやっていくと、議会改革につながっていくのではないかと思いますけれども。現在、この前、中村健さんをお呼びして我々研修をしましたけれども、中村健さん

のやっておられる議会改革等の部分は、御船町議会ではここ数年出しているのですか。

○議会事務局長（福本 悟君） 田中議員にお答えします。

今の件については、出しておりません。それと、あと1点、田中議員から先ほど言われました受け入れについては、現在、申し込みがあつてからはお断りはしておりません。それと、今月中は、県内のある自治体から議会改革の委員長に対して講師で勉強したいということで、福永委員長に講師としてある自治体に研修の講師として行かれる予定になっています。

○9番（田中隆敏君） 今、福本局長の場合にも、議会事務局長の経験が長いので、過去のほうの流れをつかんでいると思いますから、そういう中からすると、将来、今から改選後、御船町の議会の中で、新たに入つてこられる議員もおられるでしょうし、やはり議会の中で早く中身がわかるためには、そういう受け入れとか、広報委員もありますけれども、そういうのを積極的に取り入れてやる。そしてまた、先ほど言いましたけれども、震災の復興という形を考えるならば、議会が独自に努力をしながら活性化を図るということをやつていかななくてはいかんと、そういう時期に来ていると思いますので、ですからお尋ねしたわけですよ。

ですから、議会改革等、まあ出す必要はないと思われるけれども、それは、出して向こうからの反応で、またこちらは頑張りましょうという、そういう相乗効果が出るような議会の流れにつくり上げていかないと、だんだん研修にはおいでになれないような形になりますので、そういう点をしっかりやっていただきたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 企業誘致です。御船町に3つのインターが開通というか、3つ目が開通しているいろんな形で、今が企業誘致の正念場だと思っております。そういう中で、このくらいの金額の企業誘致費で何ができますか。やるなら、もうちょっと気合いを入れて、金を入れて、大企業とは言いませんけれども、大企業を持ってくる土地はまだありませんけれども、中小企業でもどんどん持ってくるというはまりがある企画の中の企業誘致ということで、金額を増やしてでもやってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えいたします。

企業誘致につきまして、予算につきましては御指摘のとおり、今回骨格予算ということですので、予算的には、見え方としては減少しております。6月議会におきまして、パンフレットの作成をはじめとした業務委託、そのあたりを肉付け予算として上程する予定

としております。

また、今後大型商業施設の誘致を普及させるため、新たな施策につきましても、現段階で検討中でありまされども、庁内の関係部署と各種団体、そのあたりと連携強化を図りながら、町内への勧誘・促進、このあたりも検討していきたいと考えております。

○10番（沖 徹信君） 確かに骨格予算ではありますよね。骨格予算でも、目玉は目玉として出しておかないと、なかなか進まないと思いますよ。大型商業施設が来るということがホップだったらステップ、ジャンプと行くためには、企画でももうちょっと予算をくれというような形で、おれたちのときにこの企業を誘致したと、後で自信を持って言えるような企業誘致にやってほしいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、わかりました。私たちも、今回の企業誘致に関しましては、庁内すべてで連携しまして、協力的に進めていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

○4番（中城峯雄君） 沖議員の質疑に大賛成です。

説明書の18ページ、その他委託料の中に、会計年度任用職員制度移行に伴うシステム導入費、この会計年度任用職員制度移行の中身を説明していただけますか。

○総務課長（吉本敏治君） 会計年度任用職員制度が始まりますのが、これは平成32年度から、これは決まっております。法改正も行われております。その施行が平成32年4月1日からということになります。今、非常勤職員ですとか臨時職員ですとか、役場の中におられますけれども、そういった人たちがすべて会計年度任用職員に移行すると。主な中身につきましては、給料のほかにいろいろな手当、これは職員に準じるような手当を支給しなければならないということになります。

いわゆる臨時職員というのは残るのは残るんですけども、これは一定期間、例えば1年のうちでの2カ月ですとか、選挙のためだけをお願いしたいとか、そういった方々の臨時職員そのものは残るんですけども、非常勤職員というのはすべて会計年度任用職員に移行するというのが一番大きな中身だと思っております。

○4番（中城峯雄君） といいますと、平成32年度から1年間の会計年度で契約をするということですか。例えば、この前にありましたが、嘱託員もこれに入りますということでしたかね。

○総務課長（吉本敏治君） まず、会計年度任用職員についての任用経過は基本的に1年です。

そして、再度更新を行うならば更新を行うという適用をしていかなければならない。それから、非常勤の特別職も会計年度任用職員ということに移行します。そのために、今各嘱託員の取り扱いをどうするのかということで、この嘱託員制度を設けている自治体については、非常に悩ましいところがありまして、嘱託員を会計年度任用職員として雇用する場合には、当然給料ですとか手当とかの対象になります。では、今いらっしゃる嘱託員の方々に、じゃ出勤してもらおうのかということにもなります。しかしそれはなかなか厳しい話でもありますので、基本的には、今考えておりますのは、嘱託員については、この会計年度任用職員という形から切り離して、そしてこれまでどおりの仕事をしていただくためには、町と嘱託員個人との委託契約を結ぶ必要があろうと考えております。

そういうところがありますので、これまでの報酬とかも報酬として支払うことはできなくなりますので、そうなれば委託料という形でお支払いをしなければならない。そういう仕組みに変わっていくものと思っています。なかなか嘱託員の方々に毎日出てもらうことはとても無理だと思っておりますので、そういう方向に行くならばと考えています。

○4番（中城峯雄君） 平成32年度の準備のために、そういったシステムは適用範囲を決めながら準備を進めていくということですね。はい、わかりました。

それと、最初の予算説明書のページ33と34を見ていただけますか。これに歳入が入っていますよ、歳出の中に。私のところだけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 32、33ページ。

○4番（中城峯雄君） 33と34の1ページ、1枚だけ。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 積立金。

○4番（中城峯雄君） 予算説明書の歳出で、33と34ページの1枚だけですけれども、歳入となっていますよね。違いますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 確認いたします。

○議長（藤川博和君） お諮りします。休憩したいと思います。10分間休憩いたします。10時50分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時53分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 企画財政課長（坂本幸喜君） すみません。大変御迷惑をかけました。予算説明書の中の歳出に、33ページ、34ページになりますけれども、その中に歳入の予算説明書が入っていたということで、ここは本来途中差し替えが発生しましたので、そのとき私たちが差し替えをするときに、歳入の予算書を歳出のほうに入れてしまったということになっております。議員の中には、歳出の中に歳入の予算説明書が入っていました。今、差し替えたこの33ページ、34ページには、基金の積立金という項目の歳出が出てきます。大変御迷惑をおかけしました。
- 議長（藤川博和君） 質疑を行います。質疑はありませんか。
- 5番（福永 啓君） 歳出説明書の9ページ、嘱託員報酬が載っておりますが、これは、1つ歳入のところでも前回説明がございましたが、荒瀬の5月から再編がされるということだったので、そのような計画のものと予算なのか、またはその他の区の再編計画はこの予算に反映されているのかどうか、お聞きいたします。
- 企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、今の歳出予算の9ページですか。
- 5番（福永 啓君） 予算説明書です。ごめんなさい。
- 議長（藤川博和君） 福永君、わかりますか。
- 5番（福永 啓君） 歳出予算説明書の10ページです、嘱託員報酬は。申し訳ございません。10ページです。
- 企画財政課長（坂本幸喜君） すみません、今のは歳出予算説明書の10ページになります。今の質問は、嘱託員再編の予算がこれに反映されているのかという質問だと思います。これに関しましては、嘱託員再編後の運営交付金、水越中央区と荒瀬区の2地区が予算化、今度新たに嘱託区に再編されております。この分に関しましては、まだ今のところ嘱託区再編には、この予算の中には反映させて、予算に反映させております。[「おります」と呼ぶ者あり] おりますです。83区ということになっております。すみません、この中には水越中央区だけは反映させております。まだ、荒瀬区は5月18日に設立総会がありますので、その分は当初予算の中には反映させていないという形になっております。
- 5番（福永 啓君） 荒瀬は計画どおり再編されましたとすれば、補正予算等で補正ができるということですね。はい、わかりました。
- 続きまして、22ページ、後納郵便料等の支出があると思います。22ページの後納郵便

料等の真ん中あたりに支出があると思います。これは新たに出てきたことなのですが、後納郵便です。いろんな種類があります。サービスがあるんですね、ゆうメール、スマートレター、レターパック、クリックポスト、それぞれ私も仕事をしているときはどれが一番有利になるかと思って一生懸命考えて使っているのですが、レターパックは幾つか出てきたんです。ただ、予算を見てもみますと、このほかにゆうメールとかスマートレター、クリックポスト等、それに関してほとんど予算説明書の中で見るができなかったのですが、さまざまなサービスの中で、検討はされましたか。

○総務課長（吉本敏治君） いわゆる料金についての比較については検討をしておりますけれども、まず、ゆうメールについては、この親書は送れないということになりますので。ただ、町から出してありますほとんどの公文書がこの親書に該当するものですから、このゆうメールはなかなかそういったものには使えないということになります。

それから、スマートレターも、これは親書を送ることは可能なのですけれども、1キロまで180円とかそういった料金があります。通常郵便の場合は1キログラム当たり570円ほどかかりますので、その分安くはなりますけれども、このスマートレターの大きさのサイズがA5だったと思いますけれども、それに統一されている関係でA4は送れないということになりますので、折り曲げないと入れられないということもになります。

クリックポストも親書がこれも送れないということで、検討はしていますけれども、なかなか、一部はもちろんさっきおっしゃったものを使用しております。それから、親書でないものについては、現在でもゆうメールで送るようにはしています。ですから、その内容によって変えなければならない。非常に大量に公文書があるものですから、なかなかその辺の仕分けが非常に膨大になってまいりますので、それは今後は検討課題とは思っておりますけれども、如何せん、親書が多い分については、ほかのものでは対応できないというところがあります。

○5番（福永 啓君） 親書を送れるというのはさっきおっしゃったとおり、後納郵便とスマートレターです。スマートレターは分厚い親書は送りやすくなっていますので、スマートレターで文書を送ることがあります。やはりスマートレターは、そもそも知らない人が多いと思いますので、そのようなサービスの中から検証して、よりよい、一番安く上がる方法を選択していただきたいと思います。

次は、28ページ、電話、これはちょっと前、同じようなことを指摘したかなと思いま

すが、これはすべて加入しているのはN T Tでしょうか。また、電話は本当に、御船が推奨しているひかり電話にすると安くなるとか、そういうことを御船は推奨しているわけです。それで庁内にひかり電話はないのかとか、そのあたりの検討状況を御説明お願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 回線はN T Tを利用しています。ひかり電話の検討もしております。ただ、ひかり電話の場合に、この役場の庁舎です、停電をした場合ですとか、そういう場合には、なかなか安全性の担保というものがまだ図られないというところもありますので、一応カタログは今使っている部分としては、安くなることは確認しております。月に3万円から3万5,000円ぐらいは安くなるのではないかというところでは検討しているところですが、安全性の担保という意味で、もうちょっと検討させていただきたいなと考えているところです。

○5番（福永 啓君） U P S等で一番は庁内のひかり電話の場合は、モデムみたいなのがつきますので、それが停電してしまえば電話が使えなくなってしまうものね、モデムがですね。そこがきちっとU P S等でその電源確保は図らなければいけない。電源確保が図られれば、今も停電することがあります。ひかり電話にしろ、ひかり電話でなくても、実は第二電電とか、いろんな方法があります。検討しているという話を聞いたんです。N T Tの回線のままで、今の回線のままで、K D D Iとか何かちょっとモデムをつけて何かやるとかいう方法もあって、a uにしてやるとかいう方法もあって、安く上がっているところが幾つもあります。その方法等は、ぜひ係等も個別に検討されてください。こちらでも実は私も資料を幾つか持っています。会社の集合電話を安くすると、安くするためとネットではいっぱい出てきますよ。みんなやっぱり同じようなこと、これは会社組織のサービスを下げることなく、収益は浮かすことができる。非常にやはりどこの法人も最初にやっていることなのです。ですから、ネットだったらすぐ出てきます。いろいろな部分があるし、ぜひ検討して、また検討を重ねてください。

35ページ、38、42、45、48ページ等々に、ふるさと納税に関する予算が出ております。前回、これはありましたよね。今回、新たな規制がテレビ等でも十分、随分いろんな、御船町がやってないような、アマゾン1億円セールとか、こういうことをすることが出てきたものですから、この制度自体を改正して3割とか、全部で5割とかいうふうに持っていたりしたわけなのですが、その後、何かその規制に合った新たなふるさと納税増収策、

工夫等は考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今言われたとおり、報道関係がいろいろな情報が流れています。現在のところ、規制の詳しい内容はまだ完全にこれとは公表されておりません。ただ、私たちも、2月に熊本県の財政課長の担当者会議がありまして、その中でも県はあくまでも寄附額の50%、返礼品と手数料を全部込みで50%にしてくださいというお話はありました。その中で、今回の当初予算の中には寄附額の50%で金額上げておりますけれど、新たな工夫といたしましては、町の事業の中で、クラウドファンディングに該当するような事業を今見つけているところです。それにはそういうのを追加していきたいと、新たな事業を導入していきたいと考えています。

それともう1つ、今各商店から、一つずつ返礼品を出していただいておりますけれども、それは商品を2つあわせたとこで詰め合わせという形の、そういう中で今検討しているところでもあります。

○5番（福永 啓君） この前、町長もおっしゃいましたもんね、ファンディング制度などを導入しなければならないと。実は、これは総務省も今こっちにしているのです。返礼品の肉とか海鮮とかああいうのをつるのではなくて、民意でつってくださいということやっていらっしゃいます。あと、例えば墓掃除、お墓の掃除、返礼品を物ではなくて企画、お墓の掃除、お墓の掃除は、まさにここにやっている人がお墓の掃除ができないからしてくださいと言ったらしますよね。あと、空室の管理等々、そういう企画で返礼品を持っていらっしゃるんです。空室の管理みたいなものは、もともとここに住んでいらっしゃった方ですから、お墓のほうに住んでいらっしゃった方ですから、まさにふるさと納税のビジョンに合うということで、いろんな成功事例等があります。あと1つ、震災です、復興です。これに関するアプローチが御船町は私は足りないと思っています。震災復興です。これは、被災地であるからこそできる、被災地の弱点を利点に変える、一番大きな方法だと思います。震災の復興に対して、御船町の復興を皆さん助けてください、手伝ってくださいというアプローチが足りない。これについては、ぜひ検討していただきたいと思います。

次、53ページになります。地域おこし協力隊に関する予算が幾つかあります。先日、地域おこし協力隊の発表会を見にいきました。これは大変皆さんが一生懸命やっていらっしゃいます。今の地域の各団体に所属していらっしゃいますが、例えば他町では、個人業

主のところに入ったり、農業に入ったり、もしくは庁舎の中の臨時職員として入ったりと、多様な用途で利用されているところなのです。

今後、地域おこし協力隊は特別交付税で100%担保されている制度でございます。増員計画、増員する等ありましたら、答弁ください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在、地域おこし協力隊、御船町に8名の方を委嘱しております。今後、町の事業に合う事業があれば、地域おこし協力隊は増員していきたいと考えております。また、言われましたように、今御船町は各種団体に委嘱しておりますけれど、今後は庁内に地域おこし協力隊の非常勤職員とか、そういう形で雇用していく考えも今から検討していきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 今8人ですね。私が独自にお聞きしましたところ、1団体30～40人ぐらいまでは入れていいよというお話もお聞きいたしました。地域おこし協力隊100人計画ではないですけど、本当にこれは地域に対してほとんどマイナスのデメリットがないような計画だと思いますので、ぜひ今後も積極的に、これは藤木町政の目玉でもありますので、積極的に進めていただきたいなと思います。

次、54ページです。空き家バンク、等々の予算があるわけなのですが、これは実は去年から予算が計上されております。これはお試しハウスの、いや、お試しハウスではなくて、先日説明いただきましたが、この空き家バンク、webサイト構築等、これの現在の進行状況をお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。53ページになります。

空き家バンクは、制度の仕組みを町内の不動産業者に説明をしました。町の指定業者として、今5社手を挙げていただいております。登録ができる会社は登録という状況に今あります。今後、空き家調査の結果をもとに、所有者に登録を働きかけていきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 今後とはいつから。実は空き家バンクは一応ホームページの片隅には載っていると思うのです、御船町ですね。何もブランクのホームページが出てくるんですけど、具体的には大体いつぐらいから運用を予定されているのか。また、やはりただホームページに出したからといって、全くお試しハウスと一緒にですね。パンフレット等を作ったりとか、表にこんなにしてますよと広くPRをしなければいけません。そのPRに

関するパンフレット等の作成の予定等はございますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まだ、空き家調査がすべてうちに報告するのが上がってきておりません。ただ、空き家バンクに登録する指定事業者は5社手を挙げているのですが、本来、空き家を登録しないとホームページは立ち上げるだけになりますので、ここは3月中には、私たちから、昨日の質問にもありましたように、9軒の空き家がすぐ利用できるということになっております。まずそこに言って登録をお願いしたいという考えでいます。

それと、パンフレットの関係なんですけれども、パンフレットは地方創生推進交付金、この事業を活用して来年度検討していくというか、もう作ろうという考えで今思っております。さっき議員が言われたように、ただ書くだけではだめです。これはあくまでも周知、これが一番大切だと考えておりますので、今後、移住相談会とか、そのあたりもありますので、そのあたりのときには、御船町にはこういうのがありますということで、周知をかけていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） ぜひ、移住・定住は中学生の数が増えたりすれば、これは本当に地方交付税交付金に変わってきたりとか、そういう移住・定住促進自体がお金をかけても、それが町の財政にプラスに働く部分もありますので、ぜひしっかり頑張っていただきたいなと思っております。

次、59ページなんです。電子計算費、これは私はよく指摘しておりました。これは何とかしなけりゃいかんと。やはり町の中の款項目で本当に大きな経常経費なのですね。なかなか削減が難しい経常経費、しかし、ここは聖域だとしていたら、これだけ大きい金額はちょっとやはりまずいでしょみたいな話をしていたところなのですが。例年増え続けていた電子計算費ですが、今年、おそらくこれは2%の増税も計算に入れての増えだと思っております、今回の予算というのは。それを2%の増税があった上での電子計算費が若干減少しています。だから伸びが止まったというか、そうだとは思いますが、その理由は何かございますか。

○総務課長（吉本敏治君） 7目、電子計算費の総額ということですがけれども、総額が若干減少しておりますけれども、全体的に考えて、この主な要因は、繰出金を見ていただきたいと思います。66ページの通信特会の繰出金、これが今年度は537万1,000円を計上しておりますけれども、昨年当初予算では833万円ほど計上をしてしておりました。大きくはこれで

300万円ほどは減少をしているわけです。しかしながら、一方で結果として60万円ぐらいしか減額になっておりませんので、実質的には200万円強の増額ということになるろうかと思えます。

○5番（福永 啓君） やはり電子計算費、ここは何回も指摘しておりますけれども、なかなか減らしにくい大変高額な経常経費ですね。ここを何とか知恵を使って伸びをせめて止まらせるというふうに考えていかないと、これは非常に御船町の首をですぬしめることになっていくんじゃないかなと、財政的にはですね。そう考えています。検討をよろしく願います。

それから、沖議員から関連質問がございましたが、企業誘致です、今後6月の補正予算で予算を考えていらっしゃるということだったのですが、波及効果として、東川町にもできましたよね。やはり大きいのはすぐわかるんですけど、そうすると、これを御船町のほうにお客さんを連れていかなければいけない。実は、前にも言いましたように、たかだか2～3キロ先に、今700万という、年間1,000万人近く集客しているクレアみたいなイオンモールのことです、実際にあるわけです。それから3キロぐらい手前になります。だからといって、じゃあ今のままで300万か400万ぐらいの人が来たとしても、どれだけ御船町に来るかという、これが一番重要なところだと思うのです。やはり個性的な店ですとか個性的な何かそういうものに対して企業誘致に対しても工夫が必要だと思うのです。こちらに実際来ようと思ってもらう。今は何か恐竜博物館に来て、クレアに飯食いに帰るみたいなものになっちゃっているんで、何とか変えなければいけない。

それに対する何か工夫等は考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今議員がおっしゃったとおり、大型商業施設が完成したら、今のままでしたら、来た人たちが全部嘉島町とか益城町に行く。平成31年度から一番重要なのは、今のその人たちが町内のほうにどう回遊させていくか。これが一番重要だと思います。ですので、さっきもお答えしましたように、庁内関係部署、町内の各種団体です。そういった連携強化をしながら、観光消費の施策を今後は検討する必要があると思います。

平成31年度から33年度には一応完成予定と考えますので、もう31年度から、この施策に関しましては着手していきたいと、検討していきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） 今、企業誘致は大企業のみですが、今度パンフレットを作られるとい

うことだったのですが、大企業のみしか、やはりこれに、企業誘致の補助金等がなかなかないというのが御船町の現状です。小さいお店とか魅力的なお店を出すためには、そういう東川町のような、小さいお店に限って補助金を出すとかすると、いろんな人が「ああ、じゃあ御船に出してみようかな」と。そして住まれるわけですから、子どもも一緒に連れてこられていますよね。いろんな波及効果が生まれると思いますので、こちらのほうについてもぜひ検討していただきたいなと思います。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 6カ所質問いたします。まず、予算説明書の18ページ、月曜日に一般質問しましたけれども、その中で、町内におけるハラスメント事案が非常に私は深刻とっております。そういう意味で、被害者が相談しやすい環境づくりをという提言をいたしました。その中で、ここの産業医の業務委託料というのがありますが、個別相談業務委託料というのが1万6,500円掛ける10人分と書いてございますが、このあたりで、ハラスメント被害者の、特にセクシュアルハラスメント、そういう相談を受け付けていただくようなことが可能かどうかを、まず1点お尋ねしたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 18ページの産業医の委託料が計上されておりますけれども、この産業医に委託をしておりますのは、労働環境の問題であったり、あるいはメンタルヘルスチェックの結果から要メンタルという判定が出た場合、そういったときをお願いをしていくわけでありまして。どちらかというところ、労働安全性法上の管理ということをお願いしております。もちろん、セクハラ、パワハラも、これは人事管理上の問題になりますけれども、ただこれが産業医や、それに付随しております保健師ですとか、そういった方々に、外部機関になりますので、そういったことをお願いすることができるのかどうか、それはまた、協議をする必要があると思いますし、当然、この以外の部分の業務を担っていただくということになれば、また費用も発生するとは思いますが。ただ、その辺については、まず相談を申し上げたいと、そういったことが可能かどうかについての相談はしたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） もうそこは長くは申しませんが、ぜひ検討を、同僚のところにご相談に行くということは、これは絶対あり得ないですよ。そういう体制はまずい、ということをまず申し述べておきたいと。

それから、やはりそういう人権感覚をきちんと持った人が対応せないかんですよ。だ

から、庁内の中でもそういう研修を積んで詳しい方がおられるかもしれない。だからそういう人は当てにできるんですよ。これはもう至急、急ぎますよ。ぜひまた今度お尋ねします。

2点目、49ページです。これは再々問題になっておりますけれども、予算説明書の記載についての件です。こんな質問をしなくていいような形に改善をお願いしたいということ、ほかの議員も一緒になって聞いておりました。その101、不動産借上料です、その説明のところに、誘導案内板設置土地賃借料2万円×1件というのは、これは場所は記載できないのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

すみません、何回か議会の中でも質問がありました。ここに設置場所等あたりを記載してあれば質問する必要がないということで、質問を受けておりました。詳しくは、ここに関しましては、御船クリニックの横に設置された誘導看板ということで、今後、これに関しては、すみませんけれど、次からは必ずここにそういう名称あたり、入れられる部分だけ、部分は入れていきたいと考えています。

○3番（岩永宏介君） ぜひ、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

3点目です。51ページのところに、地方バス運行等特別対策補助金、それで、バスの企業名までそこに出ております。熊本バス、産交バス、そしてその下にはコミュニティバス運行補助金というのがあって、これはお願ひなのですが、7系統、1系統、3系統、6系統、5系統と書いてありますが、これは、私たちが十分記憶しとかにやいかん問題ですが、こういうのがわかる資料をいただきたいと、後で。

次にまいります。次は53ページです。ここは福永議員の質問と若干かかわるかと思いますが、お試しハウスというのが、53ページの真ん中あたりの説明書きのところですよ。お越し移住ハウス光熱水費が出ておりますが、あとのページにも出てくるのです。これは所在地はどこでしょうか。まずそこをお願いしたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

所在地に関しましては、お越しハウスは一丁目になります。一丁目に民間を借り上げてまして、そこをお越しハウスとして今設置しております。

○3番（岩永宏介君） 同じページで、今度は説明書きのところですよ。下のお越し移住ハウス借家人保険料ということですが、これは先ほど福永議員の中で利用があるのが9件という

説明があったと思いますが、違いますか。利用可能な、それとかかわりがありますか。借家人というのが何を意味するのか。どういう形の借家人なのか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ここに掲載している、53ページの一番下、お試し移住ハウス借家人の保険料3万8,000円ということは、ここのお試しハウスをお借りしています、お試しハウス自体の家に掛かっている火災保険料ということになります。

○3番（岩永宏介君） これは、結局先ほどの一丁目ということですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、一丁目です。

○3番（岩永宏介君） それで、そのあたりの、先ほどの空き家の問題とかお試し移住ハウスとか、これについて、議会でも提案したいと思っているのですが、全員協議会でまとめて報告をしたいと思うのですけれども、それは議会でもた考える部分もありますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

要請があれば、全員協議会に赴きまして、詳細から今後の方針、そのあたりを説明したいと考えています。

○3番（岩永宏介君） 78ページです。ここは税務課の徴収係の件ですが、かかわる部分ですが、そこに説明書きの3分の2ぐらいのところに、県外捜索・差押え時旅費ということがありますが、これまでの過去の実績も踏まえて、この説明、どういうことか。県外まで行って、捜索・差押えをして、例えばどういう、きちんとした効果が上がったのか。そういうのも非常に御苦労されている部署だろうと思いますが、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

私が3年ぐらい前に徴収係をしたときのことですけれども、宮崎県川南町というところに調査したところ、滞納して、預貯金が発見して、それに対して、信用金庫のほうに直接おもむいて全額完納になったという例もございます。

そういうことで、毎年予算をつけておりますけれども、今年もそういう調査してわかり次第そういうところに県外のほうに行きまして、差し押さえるということをやっております。

○3番（岩永宏介君） 大変な部署の1つだろうと思いますので、昨日も、どなたかの質問に

対しての答弁で、中城議員だったかなと思います。新たな自主財源費、自主財源差額とかいう、そういう話でしたが、非常に話を聞いてから、新たな自主財源探し、を見つけるということですが、非常に興味を持って聞いておったのですが、具体的には徴収の強化ということでしたので、これは私が思っていたのとは全く違ったわけですが。なるほどなど、それも全庁挙げて頑張ってもらいたいと思いましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後のところですが、最後に6番目、89ページです。ここは選挙管理委員会のところですが、そこに県明るい選挙推進大会委員長報酬というのがあります。このあたりが、今選挙が近くなったわけですけれども、この場合も文書をいただきました。例えばシールもきちっと選挙で後援会の表示用のパネルにきちんとしたシールを貼るとか、そういう文書が届いたところですが、あとどういう、例えば公職選挙法にかかわる、公職選挙法がやはりなかなか地域住民の方々に、あるいはここの住民の方々ばかりではありませんが、全国的に非常にこの公職選挙法が非常に難しい、わかりにくい法律ですので、まだまだ十分理解されてないということを感じますので、そういうことについて、啓発活動あたりをするつもりがあるか、気持ちがあるか、それをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） 公職選挙法の中身はわからないので、どういったことが結果として公職選挙法違反になるのか、そういったところに対しては、もう少し広報したほうがいいのではないかという御意見ですか。明るい選挙推進運動については、以前から行われております。例えば成人式の際ですとか、そういった催しのときに、今までは二十歳からの選挙権ということもありましたので、投票権ということもありましたので、そういった機を見計らってやっていたということもあります。

それと、確かに一番わかりやすいのは、いわゆるお金をやったりもらったりと、これは誰でも悪いこととはわかっておりますけれども、それ以外のことについて、どういったものが公職選挙法に抵触するのかということだと思います。一般の住民の方々にとっては、当然もらったということがわかれば、当然罪に問われますけれども、なかなか公職選挙法の中で、一般の方々が罪に問われるということは比較的少ないのかなとは思っております。ただ、働きかける側が特に公務員であったりとか、そういう地位を利用して、何かの働きかけを行ったとか。例えば民生委員・児童委員もそうですし、そういった部分が出てくると思います。

ですので、そういった部分について、これは例えば嘱託員の定例会であったりとか、あるいは民児協の定例会であったりとか、そういったところで、一応広報はしていることはあります。ただ、一般の住民の方向けということになりますと、広報紙等を使った広報活動、こういったものが一番効果としては上がるかもしれないなとは思っております。今後はそういった部分を検討材料として考えていきたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） いみじくも、今おっしゃった効果が上がるような感じがしますというところを、これを実際に具体化してほしいと思うとです。だから、違反項目を全部書き出してというのは、それはもう無理です。だから、御船の実態に応じた、大体はわかっていると思うとですよ、どういうことか。そのあたりをぜひ、もう18歳から投票ができるようになったのですよ。だから、若い人に、今までそういうのがきちんと守られていないから、やはり若者の政治的な関心とか、そういうのも一因ではないかと個人的には思うのです。そして、町のイメージにつながるから、やはり明るい、ずっともう長年戦後まもなく「明るい選挙推進」これはあったわけですよ。そのあたりに、やはり若者が、何といたしますか、うまく表現でけんですが、そっぽを向かないような選挙にしないといけないと思いますので、ぜひ何か1つ、昨年とは違った形で表してほしい。

それから、警察と連携してというのが、たしかありましたね、文章の中に。ああいうのも、やはり違反が明らかに、シールが貼ってない、シールが期限を超しているということでは、やはりきちんと対応しないと、どこもそういうふうにするならば、全国的にすれば、変わりますよ。そういう気持ちを持って取り組んでほしいと。委員長と相談されることもあるだろうと思いますが、そういう要望をして質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○7番（池田浩二君） 説明書の56ページです。それと86ページの個人番号カードについてです。まず、54ページの嘱託区の再編後の運営補助金です、これについての説明をお願いいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

54ページから55ページにかけてということだと思います。嘱託区再編後の運営補助金ということで40万円予算化している分だと思います。内容的には55ページに掲げております。今、水越中央区が嘱託区再編を取り組みましてもう2年目ということで、その取り組んだ嘱託区に対して20万円の補助金を、交付金を出しているというのが1つです。もう1

つは、荒瀬区です。ここは、5月18日の総会でもちまして、設立総会で承認を得た後になるかと思うのですけれども、総会を受けて、その後に嘱託区再編の予定としてここに20万円、荒瀬区に対しまして交付金を補助するという形で、当初予算で20万円計上しているところです。

○7番（池田浩二君） 名目といたしますか、嘱託区編成後の名目といたしますか、その名目は何になるわけですか。20万円というのはですね。それと何年間支給されるわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） まず目的です。今、地方創生関係になってくると思いますが、その地区の維持、コミュニティの形成・維持、これがなかなか難しいところがありますので、コミュニティの維持関係を強化するというのが1つです。なかなか役職にならない方がいっぱいいらっしゃいますので、そのあたりを嘱託区を1つにまとめて、維持に努めていただくということで、今、上荒瀬区と下荒瀬区があります。それを1つにするというのが、この荒瀬区です。今度新しくは荒瀬区ということで、今のところは検討されております。

交付期間は3年間20万円ということで、荒瀬区にしましては、平成30、31、32年度の3年間という形になっております。

○7番（池田浩二君） 嘱託区の再編につきましては、また法律とか条令とかいろいろ変わってくるかと思えますけれども、なるべくやはり嘱託区の再編は進めていただきたいと思えます。

それと、86ページの個人番号カードの現在の現状です。それと、今後またどのようなときに使用というか、使われるのか、それがありましたら、説明をお願いします。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 現在の交付率が約10%とポイントされております。1万7,000人弱の人口に対して、1,700人ぐらいの交付率となっています。

今の利用状況としましては、やはり今のところ、免許証を持っておられない方の本人確認、いろいろな手続きをされる際の本人確認が一番利用されているところです。今度は公立の図書館とか利用する際に、個人番号カードを使って図書館を利用したり、また今後は保険証とかも国では個人番号を保険証に使えるようにするとか、そういったことを国では考えております。後々では民間でもいろいろ使えるようになるかと考えております。

○7番（池田浩二君） よく企業あたりから、個人番号カードあたりを書いてくださいとか言ってくるわけですね。そういうときは絶対書かないといかんわけですかね。その個人番

号の目的ですね。何が一番の目的ですかね。

○町民保険課長（宮崎尚文君） お答えします。

大体勤務される場合は、個人番号を提出するよう義務づけされております。それと、目的が、税の公平で、所得を常に把握するとか、通帳の残高を把握して、税の公平性を保つための一番の目的だと思います。

○7番（池田浩二君） 一番の目的は税を納めるための、所得を把握するためと、貯金通帳を把握するためですか。わかりました。

○9番（田中隆敏君） 51ページ、コミュニティバス、今の運行状況をお知らせください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 運行状況と言いますと、田代線、水越線の関係で、ここに書いております5系統を麻生交通にお願いして、町内を運行していただいているということで、あと、田代線、何往復という形でよろしいでしょうか。田代線何往復、水越線を何往復と。

○9番（田中隆敏君） 何往復とか乗車率です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 乗車率ですか。すみません、乗車率に関しましては、ちょっと私のほうで、ここに資料を持ち合わせていませんので、また後で説明いたしたいと思えます。

○9番（田中隆敏君） 質疑の内容は、運行をしています。しかし、運行をしていない地域もあるわけですね。こういうコミュニティバスが走っていない、要するに。私たちの地域において、そういう高齢者の方、私も前期高齢です。それでそういう中で、いろんな集まりでおっしゃるのは、何で、こっちのほう、平坦の部分はこういうコミュニティバスが走らんのかなと。だんだん高齢とともに、認知症もありますけれども、免許証を返納したり、さまざまな形で、要するに人の足がなかなか確保できないと。何でかという、家庭内は1人だったり年寄りの夫婦2人だったり、そういう中で、車の免許があつて、車がないと動きがとれないというのは、まあ町内全体だと思うのですが、だんだんそういう状況に、高齢化とともになっていくと。そういうところで、バスは何でこっちのほうは走らないのかなということです。だから、今現在走っているところは大いに活用していただきたいと思うのですが、ではそういう平坦部分の中において、そういうコミュニティバスを走らせる、またはそういう状況の考えというのはありますか、ということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

もともとこれは公共交通のバスが通っていたところを通すのがコミュニティバスということで、現在そういうコミュニティバス運行を始めました。今おっしゃるのは、もともとそういうところのないところですね。先ほど議員も言っていらっしゃったように、今高齢化と買い物弱者、それと免許証の返納あたりもだんだん増えてくると思います。そのあたりのところで、今言われた音大周辺とか牛ヶ瀬とか、そのあたりの平坦地区でもそういうのがありますので、そういうところに今後コミュニティバスの運行を行わないのかということなんですけれど、これは、今後検討させていただきたいと思います。もともとの目的は公共交通が運行していたところを廃止になりましたものですから、そこにコミュニティバスをとということなんですけれど、今後はやはり人口減少と高齢化社会というのが発生してきますので、その分は、今後私たちも検討していきたいと思います。

○9番（田中隆敏君） 公共交通機関においても、やはり人口減になったりすれば、当然赤字路線ということで、採算が取れないというのはあると思うんですよ。しかし、言えば町民としての利便性、またはそういう状況を考えると、やはり赤字であっても、町民の高齢者の方々が病院だったり多少の買い物だったり、そういうところに行けるような、まあ俗に言うデマンド交通を、ドアからドアという形になりますけれども、そこまでできるような運行状況にあるかわかりませんが、やはりこの平坦地区も、小坂校区だけではなくて、ほかの地区によっても一緒だと思うんですけれども、こういう体制をとっていただくと、やはり非常に年配の方のこういう動きがあって、車の免許証を返納しても動きができるということであるので、今から先、そういうのを計画を挙げて、しっかり町民のサービスに頑張っていたきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 予算説明書の57ページです。ここに防犯灯の電気料の予算が出ているのですが、例年ですと、基本的に防犯灯をつけるのは地区がつけて、そして電気料を町が払うということをしているんですけれども、昨年だったか一昨年だったか、町の予算で防犯灯をつけたと思うのですが、今回はその予定はないのですか。

○総務課長（吉本敏治君） 新設という意味でしょうか。町で設置するかということですか。

これは、箇所ごとで今考えています。集落等においては、主に町道に建ててくださいというお願いをしています。ただ、集落と集落を結ぶ広域にわたる、例えば国・県道とかもありますけれども、その集落と集落をつなぐ間に、道路は、町道はあるのだけれども、民家がないという部分については、じゃあどちらの集落をつけるかということにもなりま

すので、そこら辺については必要があれば町が設置しているところもあります。国道ですとか、県道ですとか、そういった部分については、なかなか地元でということは難しいと思いますので、ケースバイケースで考えているというところでもあります。

基本的には、さっきおっしゃったように、地元で設置してもらって、電気料は払いますという要綱になってはおります。

○6番(田上 忍君) 今お尋ねしたのは、ここは通学路で危険だから、地元ではなかなかつけられないから町でつけてくれないかなというところで、教育委員会から要望とかが上がらなかったかなというところで聞いたところでは、教育委員会からはそういうのは上がってないですか。

○学校教育課長(坂本朋子君) 毎年行っています通学路の安全点検の中で、挙がってきた議題については、それぞれの担当部署にお願いしてはいますが、防犯灯については今のところ、申し込みはしてありません。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。その辺は、各学校等について必要というところは、ぜひ要望をしてもらいたいと思います。

それからあと、修繕費でいろいろ上がっておりますが、ここでLED灯があります。今防犯灯関係で、LEDではないものはありますけれども、それをLEDに替えるとか、そういうものは、今回上げてないのですか。

○総務課長(吉本敏治君) 57ページの修繕費のお尋ねだと思いますけれども、LED防犯灯が建柱してある場合と建柱してない場合ということで、8カ所ずつ計上しております。これは町の予算で行うということになります。

○6番(田上 忍君) この8カ所ですが、これはどこというのは決まっていますか。

○総務課長(吉本敏治君) これはあくまでも当初としての見込みで計上しております。いざというときに対応できるようにということです。ですから、この時点でどこいうことを確定しているわけではありません。

○議長(藤川博和君) ほかに質疑はありませんか。

○10番(沖 徹信君) お尋ねですけれども、53ページのクリーニング代の539円の24組の4人という意味を教えてください。

○企画財政課長(坂本幸喜君) 今のは53ページの手数料になると思います。このお試しハウスに来年利用世帯が、大体今24組予定しております。町としては24組の世帯を、1世帯4

人という、家族で来ると、4人家族という意味で今のところ、うちは1世帯当たり4人が通常ということで、親2人、母親、父親、それに子ども2人という形で、そういう方をなるべくお試しハウスで利用していただきたいということで、ここに計上しております。

この手数料というのは、そのシーツ代とかそういう人たちのクリーニング代ということでここに計上させていただいております。

○10番（沖 徹信君） それから、青パトの修理代ということで載っていますけれども、これは今どうにかしているのですか。

○総務課長（吉本敏治君） これは、民間の利益として考えられる部分を、予定をされる部分を予備費として計上しているということになります。

○10番（沖 徹信君） 予備費ということは今のところ修理を必要ということではないわけでしょう。それから、これは車検は別にするわけですか。

○総務課長（吉本敏治君） この年度が、31年度が車検はどうしていたかどうか、私もまだ資料はありませんので、確認させていただきたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 青パトはリースですか、御船町の公用車というか、町の持ち物ですか、リースですか。

○総務課長（吉本敏治君） 青パトは購入をして、ああいう形にしております。

○10番（沖 徹信君） 今年車検があるかないかは別として、町自体の購入車であれば、毎年ですか、1年越しですか、車検は。

○総務課長（吉本敏治君） 車検そのものは2年置きだったと思います。

○10番（沖 徹信君） わかりました、いいです。

○1番（清水 聖君） 些細なことですけれども、燃料代が現在は150円いかないと思います。ここは162円、説明書が25ページ、軽油も、大体今110円ぐらいだと思います。それが135円、こういうことは、変更があるのでいろいろありますけれども、まずこうして訂正をしていただきたいと思います。

○総務課長（吉本敏治君） お答えします。

燃料代につきましては、この当初予算の編成を始めるのが昨年11月頃でした。平成31年度分については、ですから、その分の平均的な単価を用いて、各課で予算編成をしてもらうように、総務課から通知をしております。なかなか半年後ですから、来年の4月、翌年の4月の年度初めの金額なんかはなかなかわかりませんので、ですから、予算要求を

行った時点での一般的な単価、これで予算要求をするようにという申し合わせ事項で、そういうふうになっているということでもあります。しかしながら、下がっておれば、当然その部分の予算は使わなくていいということになります。最終的にはそれが不用額として余っているということになるかと思えます。

○1番（清水 聖君） その時点でもそういう値段ではなかったと、私としては思っています。

それから、33ページです。中山間ふるさと水土保全基金積立金1,000円、この1,000円は何年も積み立てていらっしゃるのでしょうか。それから、この積立金をどのように活用されるのか、お願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、33ページの一番上になると思います。これは、ふるさと応援基金で約400万円ほど積立金があります。その分の利子ということで1,000円、その利子の分1,000円をここに計上させていただいております。

内容については、農業振興課長から説明します。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

この中山間ふるさと水と土保全基金ですけど、これにつきましては、農業関係、農政関係の原材料支給、農業施設の維持・修繕あたりで地元等が施工されます原材料費、生コンだったり砕石、その負担の一部に充当しております。

○1番（清水 聖君） 非常に、農道あたりも地震で傷みました。そういうふうに使われるのはすごくいいことだと思います。ただ、国の減反政策によりまして、棚田が荒れて、イノシシのすみかとなっています。この棚田はダムの役目をする非常にいい環境にあったと思います。皆さん小園城と言われてもどこかはわからないかと思えますけれども、小園城から望む棚田の夕陽、これは非常にきれいでした。今は荒れこけて見る影もありません。こういった棚田を、水をためて保全するように、町としてもそういうことに力を入れてほしい。手入れができないならば水をためるとか、そういったふうにも活用してほしいなと思います。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） すみません。先ほど田中議員の質問にありました、51ページです。コミュニティバスの運行状況ということで、乗車率はどの程度かという質問があったと思います。それについて、お答えしたいと思います。

まず、ここに5系統とあります。その内訳としまして、田代線が3系統、水越線が2系統ということになりますけれども、この乗車率はなかなか出せない、計算上出せないということで、ここでその人員数を述べさせていただきたいと思っています。平成25年度から、これに関しましては、水越線、田代線、合わせまして約1万8,799人、1年間で。それと、26年度が1万7,833人。27年度が1万7,288人。28年度は、地震関係もありますけれども、1万5,255人。29年度は、また減りまして、1万4,506人と、年々下がっている状態であります。そのことに関しまして、今後、町が出すコミュニティ補助金、これは大体横ばいと、若干増えているというような状況になっていますので、やはりこのあたりも今後なるべく経費は出さないように努力はしていきたい、協議していきたいと考えております。

○9番（田中隆敏君） 住民サービスの一環ということで、やはり全町内をそういう網羅するような、そういう計画をぜひお願いをしたいと思えます。

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

お諮りします。13時まで休憩いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3款、民生費について、説明を求めます。

○福祉課長（西橋静香君） 53ページをお開きください。3款、民生費。1項、社会福祉費。

1目、社会福祉総務費7億1,762万7,000円。主なものは55ページをお願いします。13節、委託料、熊本地震災害に係る地域ささえ合いセンター運営委託料4,911万5,000円を、56ページをお願いします。28節、国保・介護特別会計への繰出金5億3,633万5,000円です。

2目、社会福祉施設費230万7,000円。町直営により町民憩いの家の維持管理に係る費用となっています。

3目、老人福祉費1億1,419万6,000円。主なものは、57ページをお願いします。19節、

負担金補助及び交付金、小地域ネットワーク活動及びサロン事業補助金348万円と、20節、扶助費、老人ホーム入所措置費1億626万2,000円です。

5目、高齢者コミュニティーセンター管理費128万4,000円。主なものは、13節、委託料、コミュニティーセンター指定管理者指定管理料83万4,000円です。

6目、障害者福祉費4億5,306万9,000円。主なものは、59ページをお願いします。20節、扶助費障害福祉サービス費等事業費3億378万7,000円と、障害児通所給付費等事業費6,516万円です。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 同じく予算書59ページです。7目、国民年金事務、予算額577万6,000円です。主なものは、職員1名の人件費となります。

8目、後期高齢者医療費、予算額3億4,342万1,000円です。これは、19節、負担金補助及び交付金の熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の2億6,302万1,000円、それと28節、繰出金の後期高齢者医療事業特別会計繰出金の8,040万円となります。

○こども未来課長（田中智徳君） 続きまして60ページを御覧ください。2項、児童福祉費。

1目、児童福祉総務費1億9,292万8,000円です。主なものは、13節、委託料で放課後児童健全育成事業委託料5,310万9,000円、同じく嘉島町甲佐町3町合同で実施している病児・病後児保育事業委託料757万1,000円。20節、扶助費、中学3年生までを対象とする子ども医療費5,674万5,000円です。

次に62ページを御覧ください。2目、自動措置費2億8,206万円です。これは、20節、扶助費の児童手当となります。

3目、児童福祉施設費7億9,821万6,000円です。主なものは、1節の非常勤職員報酬1,374万2,000円。同じく11節、需用費の賄材料費1,364万9,000円。これは、公立保育園2園の給食材料費になります。19節、負担金補助及び交付金の私立保育所・認定こども園運営費5億9,839万6,000円です。

64ページを御覧ください。4目、ひとり親福祉費360万2,000円。これは、20節、扶助費のひとり親家庭に対する医療費支援になります。

次に、5目、障害者福祉費90万6,000円です。これは、13節、上益城地域療育センター委託料となります。

以上で、2項、児童福祉費についての説明を終わります。

○福祉課長（西橋静香君） 続きまして64ページをお願いします。3項、1目、災害救助費

2,613万7,000円。主なものは、仮設住宅供用期間延長に伴う経費と20節、扶助費、熊本地震災害に係る被災者災害見舞金及び弔慰金539万円と、65ページをお願いします。23節、償還金利子及び割引料、災害援護貸付金償還金670万3,000円です。

3款、民生費は以上です。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。3款、民生費について、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 予算説明書の115ページ、117ページです。こちらに、復興基金を利用した臨時職員に関する経費が計上されています。具体的にどのような事業のどのような業務に当たられる職員でしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、115ページは117ページの臨時職員に対する保険料になります。117ページが臨時職員の賃金になっていきます。この臨時職員の賃金に対しましては、平成31年4月から非課税世帯に対しまして義援金が支給されます。

○5番（福永 啓君） 非課税に対して義援金が。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 義援金の配分が。それに対しまして、その対象が非課税世帯ということになります。その開始に伴いまして、約1,000件ほどの申請を私たちとしては見込んでおります。その申請に対しましての受付業務ということで、課税状況とか罹災証明書、住民票等の突合あたりも発生しますので、その事務量が增大となりますので、臨時職員を雇用するという形にしております。

○5番（福永 啓君） それは、一損とか書いて一部損壊とか、あまり損壊がない、罹災証明を出していらっしゃる家庭とか、そういう家庭に関しても、熊本地震により被災した場合には、何らかの義援金配分が受けられるということなのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

これは、県のほうの義援金ということで、全壊解体世帯に対して20万円、それと半壊の世帯に関して10万円という義援金の配分事務費に係る分です。

○5番（福永 啓君） 新たな義援金の配分みたいですね。義援金が余ったから皆さんに配るというわけではなくて、従来のもので、同じようにですね。了解をしました。

同じく、民生費124ページ、これは新しいところです。災害公営住宅コミュニティ形成支援事業、これは、私非常に重要じゃないかなと思うんですが、内容の説明をお願いします。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

災害公営住宅への入居が4月から順次進んでまいります。恒久的な住まいが確保された後の、先日の岩永議員の質問にありましたように、リロケーションダメージなどが起きてきます。恒久的な住まいの地域での新しい暮らしが安心した暮らしとなるよう支援が必要です。この災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業、平成31年度の新規事業として行います。

事業内容としましては、災害公営住宅入居者同士の顔合わせ会の開催と、住宅入居者による孤独死防止のための見守り体制づくりの構築に関する支援、住宅入居者同士のコミュニティ形成のための茶話会などの実施、災害公営住宅建設地域の住民と公営住宅入居者との交流会の支援、災害公営住宅入居者の地域サロンへの参加の支援などを主な事業としていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） これは特に、今新聞等、マスコミ等でも出ております。孤独死が災害公営住宅で、東北震災の場合が2倍ぐらいあったと。災害公営住宅に関するコミュニティ形成は大変重要だと思うのですが、この事業を誰がどのようなところに委託とか、どのような形でやろうって、実際にそれを行う組織、団体はどこですか。

○福祉課長（西橋静香君） この事業は、社会福祉協議会へ事業委託をする予定です。地域ささえ合いセンター事業及び、このコミュニティ形成支援事業とは、新しい課の復興課で取り組む事業になります。

○5番（福永 啓君） 地域ささえ合いセンターの方々が、仮設の方々とコミュニケーションをとっていらっしゃるの、社協と一緒に、そういう方々が引き続き、ある時期なくなっちゃいますもんね、支え合いセンターは。もし、すべて仮設がなくなってしまったら、あとは事業に引き続いて、同じようにやっていただくということだと思うのですが。

一点ですねやはり、1番は、その中のも大事なのですが、やはりそこは、中だけでそういう、仮設住宅の中だけでするよりも、はるかに地域に溶け込むことが重要だと認識しております。そこの1点です。これは仮設という、仮設から上がってきた復興住宅の特別な地域とならない。地域の中に1つ、将来的にはアパートがあるみたいな形ですよ。そういうふうになるように地域に溶け込む、その辺は重視してやっていただきたいと思います。

続きまして、131ページです。国保繰出金です。これは1億円分がおそらく、その他と書いてある部分が1億円ぐらいです。それが、法定外になるのではないかなと思うのです

が。といっても、毎回作られるのが、前年度が3億円ぐらい予算化してありましたよね。この年が減っております。その理由及びこれによって何か保険料、町民に直接の影響等がございますか。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 繰出金の名称についてお答えします。

福永議員がおっしゃいましたように、法定外のその他繰入金が、前年3,000万円を2,000万円減額しまして、1,000万円を、おっしゃったとおりです。その理由としましては、編入に示された標準保険料率が平成31年度は平成30年度より若干下がっておりますので、本町の保険税は据え置きと考えております。しかし、標準税率よりまだ御船町は低い位置にありますので、歳入の1,000万円分を繰り入れとしております。

それから、町民への影響としましては、一般会計からの繰出金を2,000万円減額することにより、本来の一般会計のほか、福祉とか土木、農政、環境、教育等のほうに、その分の額は使えることとなります。

○5番（福永 啓君） 1億円といっちゃいました。1,000万円のまちがいで、3,000万円で1,000万円ですよ。これも、前回下水道のときにもお話ししました。下水道に比べれば大変繰出額としては少ないんです。3,000万円といいましても。今度また2,000万円削減できたということで、この分が一般会計に回せるという話をお聞きして、非常に、そして料金も上がらないということなのです。そうしてもやはり、これは非常に頑張ってやっていらっしゃったなと思いますし、下水のほうもよろしく願います。

次、134ページ、県のシルバー人材センターに対する負担金があるのですが、ちょっとこれは御質問があるのですが。御船町のシルバー人材センターは一般社団法人、一社だと思うんです、となっております。シルバー人材センターというのは、やはり公立性が高い組織ですので、県内のここにある、加盟していらっしゃる、御船も加盟している。そのためにこの金を払っているわけなのですが、加盟している、各町のシルバー人材センターに聞きにいても、やはり活動が活発なところ、大きいところは公社、公益社団法人として活動していらっしゃるところが結構数あるのです。市だけではなくて、町もです。御船と同じような形で長洲町は、たしかこうだったと思うのですが。

いかがでしょうか、やはり一般的に考えれば、公益社団法人が一般社団法人に比べて優遇制度が高いと。で、活動も活発になるのではないかなと思うのですが。今後、シルバー人材センター、一社から公社に移行等、そのあたりの検討とか考えられたことはありま

すでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） シルバー人材センターについては、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を推進するために平成12年に設立されております。平成26年11月7日より任意団体から一般社団法人化されています。公益社団法人とは公益目的事業を主な目的としている法人のことということで、この広域目的事業、この中に法人者の福祉の増進を目的とする事業が含まれるということです。

公益社団法人化しているセンターは県内16カ所ありました。一般社団法人化は御船を含めて、西原村、山都町、阿蘇市の4市町村です。今、議員がおっしゃられたように、税制の優遇措置や一般社団法人よりも社会的な信用力があるということ、あと公益社団法人という名称も使用できるというメリットがあると聞いております。デメリットとしては、一般社団法人の運営と比べて財産管理が厳しく、事務的な負担を受ける可能性が高いということも言われています。シルバー人材センターの総会等にも、一応情報とかは勉強していきたいと思っております。

○5番（福永 啓君） シルバー人材センターは、大分議会でも、私以外でも意見が出ていたと思います。単に軽作業の請負代金ではなくて、本当にこの方が今まで経験されてきた、そういうブルーカラーの人たちばかりなんです。ホワイトカラーの仕事で、設計とか、こういう役所に携わっていらっしゃった方とか、そういう方も本当に活躍できるような、広い意味での人材センターになるためには、これは公社になるということは非常にいいことだと思うんです。こういう方が事務をできるかもしれませんし。ぜひ、これは大変公益性の高い事業だと思っていますので、公益社団法人を、すぐにはなれませんから、なろうと思っても。次にじゃあ来年なりましょうというわけにはいきませんので、目指すところは、そちらのほうから目指すべきところかなと思いますので、ぜひ提案を続けてください。お願いします。

143ページ、扶助費が全体的に増えているのです。骨格予算なのですが。ちょっとわかりにくかったので、何でこの扶助費が増えているのか、お願いいたします。

○福祉課長（西橋静香君） 扶助費の増額は、障害者福祉サービス費等事業費及び障害児通所給付費等事業費の増額であると思います。障害児の通所事業所が町内にも複数できましたこと、郡内にもその数が増えたことによって、町外の方々が受ける窓口が増えたこともあると思います。昨年重症の障害者の方のために訪問入浴サービスというのを開始しており

ます。こういった新しいサービスを増設したことによる増額も考えられます。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。下の2つも、これでは、133、143とか144とか、それも新しく今回できるささえ合い事業かなと思います。それはわかりました。

この児童福祉費、連番にかかわることがあることだと思うのですが、御船町って、気軽に、土曜・日曜に仕事がある家庭というのは、皆様御存じのとおり、土曜・日曜日に開いている店も多いわけですし、土曜・日曜日に事業をしていらっしゃる事業所も多いわけですので、ここに通っていらっしゃるお父さん、お母さんたちも行っていらっしゃるんですよ。御船町は土日、特に日曜日です、預けることのできる施設は町内にあるのでしょうか。

それと、あるとして実情、いつ頃なら気軽に預けられるのか、定期的に日曜日は預けられるようになっているのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

今、土日ということですが、土曜日は保育所は開けていますが日曜日が、こちらのふれあい館、この中のサポートセンターの柴田先生にお願いしているところがあるのですが、そこ1カ所だけ日曜日は受け付けをしているということになります。

あとは、そちらのほうは定期的にというよりは、通常の、平日の申し込みが、ほとんどが保育所の送迎と、あと学童の送迎、これがほとんど聞いております。最近の実績ですけれども、平成28年の利用が167人、29年が331人ということになっています。ほとんど保育所、学童の送迎ということになっております。あと、日曜日が、こちらのファミリーサポートセンター、こちらは利用料がありまして、1時間、平日は500円、土日・祝日が1時間600円ということで、10時から16時までこちらのほうで、電話をかければお願いができる、直接の交渉ということになります。

○5番（福永 啓君） それはパンフレットも私も見ました。土曜はやっていらっしゃる保育園も、やってないところもあるんですけども、やはり日曜、祭日、今の状況でしたら、例えば仕事していらっしゃる方は使えませんよね。600円が六、八、4,800円ですよ。それは使えませんね。

やはり子育てということ、子育て支援ということを考えたときに、今は日曜日、祭日、そのあたりというのは普通にやはり仕事をしていらっしゃる方、1割、2割ではないのです、3割、4割いらっしゃいます。熊本市内及び市内の人口というのは土日、定期的にや

っている場所は必ず用意してあります。今、だから私も相談をある施設から受けたことがあったので、この前質問をしたのですが、今、大きく子育て支援の中で、これは欠けている部分かなど。今回の予算も立ててありませんでしたし、これにつきましては、日曜日、特に土曜日もです。土日・祭日、病後児保育というのは、すごい御船は充実しているではないですか、他に比べて。今、土日・祭日ですよ、ないのは。そのあたりの検討は至急お願いして、できれば平成31年度に、今後の大型補正予算にも何か出てきたらいいなと期待しています。

次、全部になりますか？ 178ページから仮設住宅に関する費用が多々出ております。仮設住宅の解消なのですが、中越地震の場合が3年ですべて解消されました。阪神大震災の場合が5年ですべて解消されました。東北大震災の場合、皆さん御存じのとおり8年経っていますが、規模があれだけのものだったので、まだまだ解消されるにはほど遠いというものであります。御船町の場合、まず解消の目標、それをどのあたりに立てていらっしゃるのか、それをお聞きいたします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

平成30年2月28日現在、仮設住宅にお住まいの方が425戸中、今234戸が入居されております。議員もおっしゃったとおり、平成32年度、私たちもやはり4年目の延長が大体平成31年度から32年度になりますので、それをめどに仮設住宅の解消に向けて推進を図っていきたくて考えております。

○5番（福永 啓君） 平成31年度中にすべての災害公営住宅は完成する予定になっていますね。そうしますと、今仮設にお住まい、みなし仮設にお住まいの方々でも災害公営住宅に移りたい、移ろうと予定していらっしゃる方は既に転居先は町が用意できていると。残りは、やはり自立して自分の家を建築したいとか、どっちにしようか迷っているとか、そういう方々になってくると思います。そうすると、家って、3カ月か4カ月かではできないわけです。やはり6カ月とか10カ月とか、最初、「わかりました、建てましょう」と思った日から、実際入居できるようになるまでは半年以上は必ずかかるのですよ。としますと、やはりこの平成31年度中にすべての方々が、1人も漏れないで充実を果たしていくためには、すべての方々に、今後どうするのですかという決断と、それに対する実際の手当とか援助とか、それが必要だと思います。それについては、どのようにお考えですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、議員がおっしゃった災害公営住宅、これを平成31年度中にはもう建ち上がります。そうした場合、今私たちは4年目の入居状況の面談を行っています。それがはっきりまだ全部は終わっていませんけれども、その中で今見えているのが、平成32年3月に災害公営住宅もしくは自分で家を建てる再建される方以外の方が大体30件ほど、30件ほどの方が再建が決まってないという方がいらっしゃいます、試算の中では。若干減ってくるとは思いますけれども。その方を町としてどうしていくのか、これは大きな課題だと思っていますけれども。その中には、どうしても自分でそれを見つけることができない、決めかねている方が数名いらっしゃいます。その方を面談して、再建の方向に向かっていきたいと。そして最終的には、木造仮設住宅に関しましては、一部は町に譲渡されます。それ以外、譲渡を、単独住宅にしない木造仮設もありますので、最終的にはその方を、町の住宅地として活用しまして家賃を取るとか、そういう形になってくる可能性も出てくると思います。

○5番（福永 啓君） 本当に、今年度中に20戸の方々を何とかしてあげなければいけない。私はグループ補助金をやっているじゃないですか。同じように、事業が進まないときがあるんですよ。そういうときに県はどうしたかと言えば、もう業者からなんか世話してやらすわけです。業者も場所も、不動産屋も見つけて、紹介して会わせて、そしてさせてやらすわけですよ。そういうことができて、そもそも自立的にできる方は間に合っちゃうんです。それができないときには、やはり県でも国でもそういうふうに、そこまで面倒を見て今回やっていただいています。それは、やはりそういうことはできない方に対してなんです。だから、業者の紹介、場所の紹介、あっせんという、そこまで実際県とかではやっていらっしゃるの、今回もそこまでやって、御船町としても1人も落ちこぼれの無い復興・復興を目指していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

そのために、平成31年度です。今までは企画財政課の中で復興推進係でそういうのは対応していました。今回、機構改革もありまして、復興課を設置しまして、その中で社会福祉の部分と支える、支援する部分です。それと復興推進係が1つの係となりまして、窓口を1つにしまして、そういう支援を行っていくための機構改革を持ってきております。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 124ページで、地域支えあいセンター運営委託料とあるけれど、これは社会福祉協議会に4,900万円委託されておりますが、これはたしか社協からYMCAに

委託されているとありますけれども、現在何名で対応されていますか。

○福祉課長（西橋静香君） 熊本YMCA熊本健康支援研究所の採択は、平成31年3月末で終了いたします。現在、YMCAに6名、熊本健康支援研究所に5名の相談員がおられます。社協のほうに主任が2名、相談員が8名、補助員が12名、事務職員2名、合計24名が平成30年度の人員です。

○4番（中城峯雄君） では、4,900万円という内訳は。

○福祉課長（西橋静香君） 平成31年度の地域のささえ合いセンター事業費に関しては、人件費に関しては、主任が2人、相談員が9名、事務職1名、補助員が10名、計21名の人件費で事業を行っていきます。

○4番（中城峯雄君） 発災直後といいますか、寄附金の額ですけれども、仮設住宅にも減っているし、もう私もその場面を見ました、仮設住宅の見回りをされたり、みんなの家でゲームをされたりしながら、その総額は前年度は出ていませんが、できていますか。

○福祉課長（西橋静香君） 議員の言われるとおり、仮設住宅に入居をされている数が減少してきていますので、その減少に伴って年々その状況は減っております。平成30年度が7,450万円出ています。今年が4,911万円ということになっています。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。

もう1点です。先ほど福永議員の質問では、健康保険特会の繰出金が減少していますということですが、説明書の129ページです。介護保険特別会計の繰出金は逆に3,600万円増えておりますが、理由を説明願います。

○福祉課長（西橋静香君） 繰出金の増は介護給付費の増額の見込みを計算した繰出金になっています。

○4番（中城峯雄君） 1人にかかる分ですか。

○福祉課長（西橋静香君） 平成31年度の介護給付費の伸びを計算して、この繰出金を計算してあります。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかにありませんか。

○10番（沖 徹信君） 61ページ、病児・病後児保育事業委託料ということで上げてありますけれども、ここの利用状況と申込方というのですか、そういうのはどうなっていますか。

○議長（藤川博和君） 沖君、予算書の61ページでしょう。

○10番（沖 徹信君） そうです。

○こども未来課長（田中智徳君） お答えします。

病児・病後児の利用ですけれども、まずは申込方法ですけれども、御船みるく病児保育室、こちらに、対処時間が、平日が8時から18時まで、土曜日が8時から1時までということになっております。申込方法は、予約につきましては、開所時間8時から16時までの間に、まずは登録をしていただいて、それから申し込みをしていただくということになります。電話対応は、7時45分から夕方6時までになっております。

利用が、平成30年度は211名となっております。こちらが実績のパーセンテージですけれども、御船町は46.4%、98名、嘉島町が24.2%、51名、甲佐町29.4%、62名ということになっております。

○10番（沖 徹信君） 予約が7時45分から6（18）時まで、ということは、今日預けるのには、登録はしていても、今日預けたいと言って今日預けられるのですか。

○こども未来課長（田中智徳君） こっちの本所のほうが当日の申し込みということになると、態勢が十分できているということであれば受け付けは可能かと思えます。大体、事前に予約はされるようお願いしてありますけれども、時間的に急急な場合は向こうでも一応準備はできることにはなっています。

○10番（沖 徹信君） 私が聞きたいのは、今日どうにかしたということで、学校なり保育園から迎えに来てくださいということが電話があつて迎えに行つて病院に連れて行く。自分は仕事だから、病院に連れて行くまでをして、後は預けたい。午前中に病院に行つて、病院の先生からどうしとってくださいとあって、しかし自分としては休まれないから昼からでも仕事に行きたいと、そういうときに、その日のことですよね。子どもの場合には、それは長期的に病気して何するなら、前の日にでもわかりますけんね。突発的な病気をした場合に、午前中に病院に行つて、午後から預かってもらえるかということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） それは可能です。電話をまずはかけられてということですよ、みるく病児保育室のほうに。はい。ついては、準備ができる係がありますので、それはできます。可能です。

○10番（沖 徹信君） ということは、学校なり保育園から、こういうことであつたから、と言うて電話をして、そして自分は病院に連れて行って、それから連れて行けば確実に預かってもらえるということですね。

○こども未来課長（田中智徳君） すみません、その病気次第です。病状ですかね。それ次第では、預かれない場合もあるかとは思いますが。

○10番（沖 徹信君） それは、インフルエンザとか、そういう隔離というのは適切な発言かどうかはわかりませんが、なるべくほかの児童生徒と一緒にしないほうがいいというときには仕方ありませんね。それはわかります。まあ、大抵のときの突発的な何でという意味ですよ。

○こども未来課長（田中智徳君） よそのお子さんと一緒にしないと、今おっしゃる以外は可能だということになります。

○10番（沖 徹信君） 会員制だと思いますけど、登録と言えば会員制ですよ。登録料というか申請料それから預けるときの時給というのですか、半日なら半日、1日なら1日中、お金はかかるわけでしょう。

○こども未来課長（田中智徳君） お一人で、利用初日が2,000円、2日目以降の連続利用になるとお一人が1,000円、あとはこのほかに昼時、お昼御飯とかおやつ、これが300円、それとあと時間外に関しての、あんまりないと思いますが、キャンセル料、これを取られるということ、そちらのほうが、キャンセル料1,000円ということになっております。

○10番（沖 徹信君） はい、わかりました。

予算説明書の156ページ、この第一子、第二子、第三子というのがここにありますがけれども、これの説明を詳しくお願いします。意味がわかりません。

○こども未来課長（田中智徳君） すみません、この第一子、第二子、第三子、これは18歳未満で児童手当はカウントするのですけれども、18歳未満のところでの1人目、2人目、3人目ということになります。

○10番（沖 徹信君） そこはわかるんですよ。ところが、第一子目が1,194人でしょう、これは一月1万5,000円ということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） これは年に3回の4カ月分ということになります。

○10番（沖 徹信君） ということは、第一子の1,194人というのは、これを4で割ったのが実質的な数ということなのですか。この数字の説明を求めたいのです。1,194人とか1,332人とか、第三子は699人ですかね。

○こども未来課長（田中智徳君） こちらは支給対象者の年間の延べ人数になります。

○10番（沖 徹信君） だから、これの4分の1が、実質的な数ということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） 延べ人数がこれだけいるのですけれども、これを3回に分けて支給をするということになっております。

○10番（沖 徹信君） 3回、今4回と言ったでしょう。

○こども未来課長（田中智徳君） 4カ月分のことです。

○10番（沖 徹信君） だから、ここの人数が書いてあるでしょう。これはだけん、1人を3回カウントするということでしょう。違うのですか。1回に1万5,000円払うわけでしょう。だから、年間に3回払うから、これの3分の1が実質な数字ということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） すみません、表記の仕方が、年間の延べ人数ということになっていてわかりづらいということですが、年間の支払いが4カ月に1回ずつということで、割ることの3ということで、議員がおっしゃるとおりです。

○議長（藤川博和君） 沖君、よかですか。

○10番（沖 徹信君） いや、まだ全然わからない。

ということは、年間1人4万5,000円ということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） このことについては、そういうことになります。あと兄弟姉妹がいらっしゃるところはもっと高額になることもあると思います。

○10番（沖 徹信君） それはわかるよおれも、そのくらいは。要はこういう書き方をしているから、非常に難しいから言いよるわけだから。被用者と非被用者というのは、どういふふうが違うのですか。

○こども未来課長（田中智徳君） こちらは社会保険加入者と国民健康保険加入者の違いになります。

○10番（沖 徹信君） どっちがどっち。

○こども未来課長（田中智徳君） 被用者が社会保険です。

○10番（沖 徹信君） 3歳以上の小学校修了前は社会保険の方はいらっしゃらないということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） こちらで行くと、3歳以上の小学校修了前ということで、1万2,180人ということになります。

○10番（沖 徹信君） 3歳以上の方は、社会保険の方はいらっしゃらないのですかと聞いています。

○こども未来課長（田中智徳君） 3段目ぐらいになるのですけれども、こちらの1万2,180

人という記載のところになります。

○10番（沖 徹信君） これが社会保険だろう。

○こども未来課長（田中智徳君） はい。その下の場合が国保ということになります。3,852人です。

○10番（沖 徹信君） 実質は3分の1ということですね。

○こども未来課長（田中智徳君） はい。

○10番（沖 徹信君） それから、もう1つ。中学校のときには一緒ということですか。

○こども未来課長（田中智徳君） はい、中学生になったら、一律1万円ということで定めています。

○10番（沖 徹信君） 社会保険も何も考えない。

○こども未来課長（田中智徳君） はい。

○10番（沖 徹信君） 特別給付というのは、これは何ね。

○こども未来課長（田中智徳君） それぞれに所得制限が設けてありますので、所得制限を上回った方々に関しては安いですけれども、6,000円ずつの支給ということで、特別給付者という名前になっています。

○10番（沖 徹信君） 504人というのは、これは実質の数字ですか。

○こども未来課長（田中智徳君） これも先ほどと一緒に、割る3ということになります。

○議長（藤川博和君） ほかにありませんか。

○3番（岩永宏介君） 説明書の142ページ、これも説明書きのところですが、上益城地域活動支援センター、これのまず事業内容をお願いしたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） 上益城地域活動支援センター事業では、障害がある方が毎日の生活を意欲的に過ごすことができるよう、創作的活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進などの便利を供与することにより、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的とした事業です。

○3番（岩永宏介君） そしたら、そこは負担金と書いてありますね。センター負担金が272万3,000円、これが前のページに、141ページにも一番上に、上益城地域活動支援センター事業委託料というのが680万円ありますが、その負担金と委託料です、どう違うのかです。

○福祉課長（西橋静香君） すみません、先ほど説明したものは、委託料のことを説明しました。上益城地域活動支援センター事業委託料になりまして、これはみふねデコボコ会に委

託している事業になります。上益城全体の支援をしていただいている事業になります。

負担金は、上益城郡内にあるそれぞれの事業所に対して、御船の方が益城町に入ったり、山都町に入ったり、そういった事業所がありますので、その事業所にそれぞれ負担金が計算されています。

○3番（岩永宏介君） それは、今すぐはわかるんですよ。ところが、記載がこれでいいのかなと思うのですが。例えば、私が読んだのは、まず142ページを見ると、上益城地域活動支援センター負担金ということで、下にあるアントニオからスクランブルまで、ああ御船はないんだなと思ったわけです。そこに対する、お世話になる負担金だろうと思ったわけです。ところが前を見ると、今度は、上益城地域活動支援センター事業委託料でしょう。これは、御船にあるデコボコ会への委託料ですね。だから、もうちょっとわかるように書かないと、今みたいなやはり錯覚、誤った理解につながるということなのですが、いかがでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） わかりやすい表記にしていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 10点ほどあります。予算説明書の127ページ、みなし仮設の補助金部分が、まずこれの説明をお願いします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ここに6件の支援事業の補助金が出ております。特にこの中で、上から4番目です。まず、上から3つです。3つは定額です。あくまでも上の3つは20万円とか10万円は定額です。上から4つ目は実費になります。引っ越しに係る支援金の実費ということです。それと最後の2つは定額という支援の設定になっています。その中でも、上から4つ目です。仮設住宅の集約とか撤去等とか、あと自己都合ではない転居費用の負担軽減を図るために、1世帯当たり10万円を上限として支給するものであります。

それと、町の集約とか、そういうので町が個人の都合ではなくて、町が集約とか、こちらに引っ越しをお願いしますという感じとして10万円の支給をするという。これはあくまで実費という形になっております。

それと、一番下です。ここに公営住宅入居助成事業補助金ということで、これは定額料金なんですけど、常用された木造住宅には必要な物品を想定したクーラーとかガスコンロとか、照明などが当初より設置されておりますので、すみません、仮設住宅から公営住宅等に移転される方に対しまして、中のほうのクーラーとか、そういうものに関して必要

ということで、10万円の助成をするという事業になっております。

○6番（田上 忍君） そうしますと、今最後の改造のところで、今度新しくできる公営住宅はエアコンとかがついてないから、それはこのお金でそこに付けてくださいということに理解したのですが。そうやってつけていく、それはそれでいいのですけれども、もう1つ、今住んでいるところに仮設住宅にエアコン等、今まで使っていた必要備品があります。これについてはどうなっていくのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今、田上議員のおっしゃるとおり、災害公営住宅等はまだついていません、クーラーは。それなどは出ます。応急仮設住宅にはもう既にクーラーとかがついておりますので、その分は対象外ということです。今言いましたのは、既存の町営住宅に入居される方という捉え方でよろしいですか。

この応急仮設住宅から退居されて、残ったクーラーがどうなるか。はい、お答えします。すみません。町が譲渡された分に関しまして、木造仮設住宅、譲渡された部分は町の持ち物です。それ以外は、プレハブの仮設住宅に関しましては、県に返しますので、あとは県のものになる。町のものにはなりませんので、県に返還ということになります。

○6番（田上 忍君） 今聞きたかったのは、今まで使っていたものが、もしもそのまま捨てられていくのであれば、こうやって応急仮設から最終的なところに移築されるときに、ないところにはどうぞ使ってくださいとできないかなと。今回、これで10万円出ますが、10万円では、多分1部屋分ぐらいしかつけられないのではないかと思うのです。ほかの部屋にも今使っているものを自分で持っていくとなれば、もう1個つけられるのではないかなと思ったところですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 1回これは県に確認をいたしましたけれども、今のところ、仮設の部分に関しましては、そういうのを含んで、仮設のリースに入っておりますので、一応リースは最終的には県に返すということになっておりますので、そこはまた、今後、今のところは無理というところでお願いいたします。

○6番（田上 忍君） もし、廃棄されていくのであれば、有効活用できるように努力をお願いしたいと思います。

続いて132ページ、町民憩の家の臨時職員の賃金出ていますが、これは1日当たり単純に計算すると何時間ですか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応、町の非常勤職員の規定に基づいて、週に30時間で勤務していただく予定です。

○6番（田上 忍君） そうしますと、この町民憩の家のオープン時間はどうなるのでしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応、朝の9時から夕方の5時までになっております。予約制ですので、今のところ、全部が埋まらないような状況なのですが、非常勤の30時間を超える場合に関しては、社会福祉系の職員で対応していきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） わかりました。まあ、延長という、17時以降も使えるということですね。17時以降は使えないのですか。

○福祉課長（西橋静香君） 一応、開館時間は9時、5時ということになっていまして、やむを得ない場合、町長が認める場合というところの規定は設けてはいますが、できるだけこの時間は守っていただきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） わかりました。町長の判断ということですね。土日についてもそういうことだとたしか聞いたと思います。

152ページ、学童保育の委託金が出ております。この金額が、4月からの利用人数を教えてください。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

御船どんぐりクラブ46人、御船くるみクラブ47名、御船しいのみクラブ40名、小坂ひまわりクラブ30名、小坂ひまわり第二46名、木倉あけぼのクラブ60名、滝尾たんぽぽクラブ15名、高木うさぎクラブ33名、高木うさぎ第二33名、七滝中央かなえぼクラブ38名、一応これは平成31年度、新年度の補助金申請のための予測登録数ということになります。

○6番（田上 忍君） わかりました。今人数を聞いたのですが、この人数と金額は必ずしも比例してないというか、木倉は60人でこの金額です。その割に高木のうさぎクラブは30数名でかなり高いですね。この辺の違いというか、その辺説明できる場所があればお願いします。

○子ども未来課長（田中智徳君） 一応以前お答えしたと思うのですが、一番望ましいクラブ数というのが35名から45名までということで1クラブという換算になるのですが、その中で、基礎の金額、放課後児童クラブでの補助金、これが国が定める補助基準額というのがあります。その基準額を上限として、それぞれ各クラブで町に申請をされま

す。その申請額に沿ってうちが国に補助申請をするのですけれども、ほとんどの高木以外はすべてこの補助基準額より下の金額のほうで申請されています。年間幾らと、うちは幾らかかりますよという金額が、各クラブごとに計算してもらうのですけれども、この国の決めた基準額より下回っています。高木の2クラブにつきましては、国の基準額満額を請求されています。あとプラス、今回は障害児の受け入れ、平成30年度は3クラブだったのが倍の6クラブになっていまして、その部分の加算額。あとは、高木の児童、学童保育です。そちらのほうは、先生に対する職務改善加算というのがありまして、そちらのほうを2クラブとも申請されていますので、高木に関してはいつも突出されているのですけれども、かなりお高い金額で、要するに申請の最高額、満額を請求されているというところで、ほかのクラブは1年間の計算上で、国が定めた基準額より少ない金額で経営ができますよということと、プラスの公募されている児童の会費の徴収金、こちらを合わせて1年間の予算額として経営をされているということになります。

○6番（田上 忍君） 詳しくありがとうございました。

では、あともう1つ聞きますが、たしかこのお金というのは、国と県と町の分担になるかと思うのですが、すべて分担割合は一緒ですか。

○子ども未来課長（田中智徳君） これは確実に全部一緒です。すべての額一緒になっております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。続いて、164ページに若葉保育園のエアコンの設置で書いてあります。これはなぜつけて、いつ頃つけていいとか。

○子ども未来課長（田中智徳君） お答えします。

若葉保育園の入ってすぐ右側に職員室があるのですけれども、部屋数が足りないということで、職員室を半分部屋を区切ってあります。01、02ということで、区切ってあるところに、今設置してありますエアコンが2台あるのですけれども、こちらの2台がとても古くてあまりクーラーが効かないということで、扇風機もクーラーと一緒に回して、置いて今やっているということで、今回、平成31年度でお願いして、老朽化ということで付け替えてもらうことにしております。

○6番（田上 忍君） 確かに、そして聞きたいのは、若葉保育園もそうです、上野保育園もそうですが、こちらは全教室エアコンはついていないのでしょうか。

○子ども未来課長（田中智徳君） はい、すべての部屋にエアコンはついております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。では、もう1つ、158ページに安全管理業務委託料とありますが、これは2つの園ですが、大分違うのですが、この理由は何でしょうか。

○子ども未来課長（田中智徳君） これは、距離の違いと、あとは回数です。上野保育園は遠うございまして、あとは防犯実践のほう、上野保育園はカメラが4台つけております。その分での金額の差が出ております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。続いて、これが最後になります。178ページです。仮設住宅の供用期間が延長ということで、臨時職員の賃金が出ています。この臨時職員というのはどういうことをやっているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

この賃金に関しましては、仮設住宅の供用期間の延長等に関する事で、届け出の発送とか、世帯ごと個別面談とか、面談経過の集計、分析などを行う臨時職員となります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

○12番（岩田重成君） 説明書の135ページ、高齢者の住宅改造費が載っております。この申請は、どういう申請されるものですか。

○福祉課長（西橋静香君） 高齢者の住宅改造助成事業費ですけれども、御船町に住所を有する者で、次に係る例のいずれかに該当する者となっております。介護保険の要介護認定を受けた者、あと65歳未満の者で、要介護の認定を受けた者になります。世帯の生計中心者の前年度所得課税額が7万円以下の世帯に属する者で、これまでにこの助成を受けたことがない世帯に対して、要介護認定のある高齢者に対しては70万円までの助成が行われます。

○12番（岩田重成君） はい、わかりました。今、各地区を回りますと、大変改造はできております。大変いい制度だなと思っている次第でございます。そうなると、今65歳未満と言われましたね、説明で。65歳以上でしょう、違いますか。

○福祉課長（西橋静香君） すみません。もう1つ、この民生費の中には障害等の住宅改造がありまして、障害者は65歳未満の方を対象としています。この高齢者の住宅改造に関しましては、要介護認定で介護保険を使った住宅改修をした後で、それでなおかつまた改修が必要な場所について、先ほど申した条件が合致する方に対して、助成はできる制度です。

○12番（岩田重成君） はい、わかりました。ありがとうございました。

それと、ここのサロン事業も300何十万円が計上してあります。今、このサロン事業を利用している人数です、わかればお願いしたいと思います。

○福祉課長（西橋静香君） 平成30年度の地域サロンの活動状況ですけれども、71嘱託区で、67のサロンの開催が行われております。

○12番（岩田重成君） 大変いい制度です。多分始まってからもう10年以上経つのに、今、私も時々参加しますが、大変いいサロンでございまして、暇のときはできるだけ参加しています。今後、続けていきたいと思っております。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

お諮りします。2時30分まで休憩したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。2時30分まで休憩することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4款、衛生費について説明を求めます。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 65ページをお願いします。4款、衛生費。1項、1目、保健衛生費5,246万8,000円です。主なものは、人件費7人分と19節の負担金補助及び交付金の病院群輪番制病院運営負担金の48万9,000円です。

2目、予防費4,419万2,000円です。主なものは、66ページをお願いします。13節、委託料の予防接種委託料1,731万6,000円と予防接種広域化事業委託料の2,116万6,000円です。

3目、地域活動支援費310万6,000円です。主なものは、1節、報酬で、健康づくり地区推進員83名分の232万4,000円です。

4目、母子保健費2,228万7,000円です。主なものは、67ページをお願いします。13節、委託料の妊婦健診及び乳幼児精密健診委託料1,435万2,000円です。

5目、健康増進費2,933万2,000円です。主なものは、68ページをお願いします。13節、

委託料の健診・検診・検査委託料2,560万7,000円です。

6目、保健センター管理費182万円です。主なものは、13節、委託料の保健センター清掃管理委託料91万6,000円です。

○環境保全課長（緒方良成君） 69ページを御覧ください。7目、環境衛生費9,568万1,000円。主なものは、70ページを御覧ください。19節、負担金補助及び交付金の熊本中央広域事務協議会負担金が1,350万円、小型合併処理浄化槽設置補助金が1,597万6,000円。熊本地震に伴う小型合併処理浄化槽設置補助金が3,609万2,000円。

8目、公害対策費47万6,000円。主なものは、13節、委託料の特別収集委託料が43万6,000円です。

2項、清掃費。1目、清掃総務費4,238万1,000円。13節、委託料の一般家庭ごみ・資源ごみのごみ収集委託料です。

2目、塵芥処理費1億3,355万1,000円。19節、負担金補助及び交付金の御船町・甲佐町衛生施設組合負担金です。

3目、し尿処理費5,628万4,000円。19節、負担金補助及び交付金の御船地区衛生施設組合負担金です。

以上、説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。4款、衛生費について、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 説明書183ページからの予防費です。インフルエンザ予防接種に係る予算が、183ページとその次のページにも出ております。御船町においては、インフルエンザ予防接種の補助は、たしか60歳以上の年配の方のみに限られていたと思いますが、御存じのとおり、毎年大流行を繰り返して、病気及び社会的損失も大きいインフルエンザの流行が繰り返されております。御船町において、インフルエンザ予防接種、拡大等の計画はございませんか。今後の計画等についてお尋ねします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） インフルエンザの定期予防接種が始まったのは平成13年からだと思います。当時、12月、1月の2カ月間で予防接種を行いまして、493名の方が接種を受けておられます。平成30年度は10月、11月、12月の3カ月間で2,792名の方が接種を受けておられます。これは平成13年に比べまして5.6倍に増加しております。予防接種の浸透が図られたかなと思っております。

議員がおっしゃいましたように、予防接種の対象者は65歳以上の方が定期予防接種の

対象となっております。定期予防接種ですので、これは地方交付税の対象ということになっております。

確かに言われましたように、拡大となりますと、その費用負担、定期予防接種外になりますので負担が当然増加します。年間、特に乳幼児であったり問い合わせが数件ございます。また、他の市町村におきましては拡大をされている市町村もあります。ですので、今のところ予定はございませんが、今後将来拡大ということが、私個人としては検討の余地はあるかと思えます。

○5番（福永 啓君） 財政の問題もおっしゃいましたよね。インフルエンザは定期になっていないから、単費でやらなければいけないから大変ではないかというお話なのですが、各種規約調査等を見ても逆に見ると、逆に予防接種をして、インフルエンザが蔓延が防げたのが、患者数が減ったおかげで財政的な面がある。また社会活動による損失、それが減った面があり、これは費用対効果は、逆に例えば高いのではないかという統計とか調査結果が幾つもあるのです。これはインターネット等での質問は出ていることですのでわかると思いますが、私は財政面を見た上でも、また健康面、社会的損失を見た上でも、非常に、インフルエンザの予防接種は有効性が高いということだと証明されているのです。しない人はなぜしないのかと病院の方はおっしゃっていますよね。これは絶対にした方がいいですよ。

ですので、ぜひ財政にもかなり、お金を払わないことが財政に貢献するわけではないです。払って、それを防ぐことが財政に貢献する面というのが多々ありますので、それについては、深い検討をお願いいたします。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 説明書の192ページ、それと193ページも関連づけて説明をお願いしたいと思えます。

まず、188ページです。そこの健康づくり推進員研修時講師謝金、これは健康づくり地区推進員というのは、諸機関ごとにこういうものは組織されているのか。そういう数でもいいですよ、地区の数、推進員の数をお願いしたい。

それから、これはいつ頃作られたものなのか、そのあたりも。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 健康づくり地区推進員は旧御船小学校区は2つに分かれております。あと、大字ごとにありまして、田代東部と西部に分かれて、全部で83の地区があります。昭和57年から始まっております。

○3番（岩永宏介君） そしたら、これは健康づくり地区推進員の方がいらっしゃるというのはわかっているのですが、この下の、今度は次の193ページの、集団・地区健康教育講師謝金というのがあります。そこの、これは先ほどの講師謝金は、対象者ははっきりしているわけです。この地区健康教育講師というのは、これは対象者は大体どういう方になるのですか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） こちらは集団健診のときの、7月に集団健診がありますけれども、そのときの健診のときの報酬になります。7月、11月に行いますけれども、そのときの報酬になります。

○3番（岩永宏介君） 集団健診の講師という表現がいいですかね。だからそこが、やはり講師と書いてあるから講演会と考えるのですよ。健康づくり等は講演でしょう。これはたしかそのように理解をしていたのです。

記載が、記述がちょっと違うというか、講師、何と言うですかね。集団健診を、結局、集団健診に立ち会われた、健診をされたわけですよ、この方々が。以上の理解でよろしいですか。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 講師といいますか、健診のときにおいでる職員の報酬ですので、講演ではございません。指導といいますか、そのときの職員になります。

○3番（岩永宏介君） 結局は、学校で健診をしたりしますね。そういうときに歯科の先生が来られたり、内科の先生が来て健診をされたりするでしょう。あの形ですよ。

○健康づくり支援課長（本田太志君） そのとおりです。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） 183ページの緊急風しん対策、この説明をお願いします。

○健康づくり支援課長（本田太志君） 説明します。

この緊急風しん対策については、対象者がこれまで予防接種等に基づく定期予防接種をする機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性が対象となります。内容といたしましては、3年間に分けて検査接種を行うわけですが、平成31年度は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの男性、これは2月末現在ですが、706名が対象となります。まず抗体検査を保健所または医療機関で受け、抗体または逼迫過多（ヒツパクカタ）に対して予防接種を実施するというところでございます。ただし、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ

の方が希望されても結構です。

○6番(田上 忍君) すると、今年は昭和47年以降ということですが、ではその前の方は次年度以降に、これは何年間と言われましたか。

○環境保全課長(本田太志君) 3年間になります。それ以前と言われますと、昭和37年4月以前の方でしょうか。

○6番(田上 忍君) いや、37年以降です。はい、わかりました。

もう1つですが、昨日の債務負担行為の中でごみ処理運搬業務委託とあったのですが、これは予算説明書の中で、どこにありますか。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

予算説明書の205ページになります。13節、委託料に記載があります。

○6番(田上 忍君) わかりました。ちょっと記載内容が、言葉が違ったので聞きませんでした。昨日というか、先日、この債務負担行為の補正予算、採決されたということで、これから契約に入っていくかと思うのですが、この契約はいつ頃されるのですか。

○環境保全課長(緒方良成君) 契約に対しましては3月いっぱい契約をして、4月からは業務ということになります。

○6番(田上 忍君) はい、わかりました。

○議長(藤川博和君) 質疑はありませんか。

○2番(森田優二君) 206ページの4款、2項です。御船町・甲佐町衛生施設組合負担金が約3,200万円ほどマイナスで計画をしてあります。その理由というか、どういう理由でしょうか。

○環境保全課長(緒方良成君) お答えします。

昨年よりも確かに負担が減っております。これは焼却炉の炉を、去年延命工事を7,000万円ほどしております。これが今年なくなりましたので、この分の負担が減っております。

○議長(藤川博和君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(藤川博和君) これで質疑を終わります。

次に、5款、農林水産業費について、説明を求めます。

○農業振興課長(藤野浩之君) それでは、5款、農林水産業費について御説明いたします。

予算書71ページをお願いいたします。1目、農業委員会費1,875万9,000円。主なものは報

酬、農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬、それと非常勤職員の報酬となっております。それと、13節、委託料の農地情報公開システム再アップロード委託料110万円。

72ページをお願いいたします。2目、農業者年金事務費466万2,000円。主なものは職員の人件費となっております。

3目、農業総務費6,647万2,000円。これも職員の人件費です。

4目、農業振興費641万9,000円。主なものは、73ページ、19節、負担金補助及び交付金の一番下です。農業次世代人材投資事業補助金450万円です。

5目、畜産事業費17万9,000円。これは、各協議会の負担金13万4,000円です。

6目、農地費8,261万7,000円。主なものは、13節、広域農道の管理委託料265万2,000円、74ページをお願いいたします。同じく、19節、多面的機能支払交付金5,284万1,000円、それと、復興基金関係です。農家の自力復旧支援事業交付金1,000万円、同じく、復興基金です。小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業交付金1,600万円です。

7目、農地防災費、これは天君ダムの管理費になります。2,093万円。主なものは、75ページです。13節、委託料の中で、無線装置点検整備委託料228万3,000円と、ダムの草刈作業委託または流木撤去委託料等があります。それと、15節、工事請負費613万円。これはダムの監視カメラが更新時期を迎えております。3基の更新となっております。

9目、農業振興地域整備事業34万2,000円。主なものは報酬で、農振委員の報酬です。24万円です。

76ページをお願いいたします。10目、農業基盤強化促進対策事業費。主なものは報酬141万2,000円。非常勤の報酬です。

11目、経営所得安定対策事業506万9,000円。主なものは、報償費138万円。生産調整推進委員謝金。19節、負担金補助及び交付金、御船町地域農業再生協議会補助金305万円となっております。

13目、中山間地域総合整備事業35万円。主なものは、協議会の負担金35万円です。

14目、中山間地域等直接支払制度事業費7,018万9,000円。主なものは、77ページです。負担金補助及び交付金ということで、中山間地域等直接支払交付金6,946万3,000円です。

15目、地籍調査事業費3,748万7,000円。主なものは、13節、委託料で、熊本地震に伴う地籍調査・一筆確定測量委託料1,493万9,000円。

次のページをお願いいたします。5款、農林水産業費。2項、林業費です。1目、林業振

興費1,525万2,000円。主なものは、79ページです。19節の負担金補助及び交付金の中で、くまもとの森林利活用最大化事業補助金510万円。それと25節、積立金。これは森林環境譲与税基金積立金257万3,000円です。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。5款、農林水産業費について、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） まず、一応全般にあたるのですが、先日も質問いたしました森林環境譲与税です。今回のこの予算の中に森林環境譲与税を原資とした事業はございますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今回の森林環境譲与税の件ですけれども、林業費において、今回この環境譲与税の目的を達成するというために、森林の有効活用を図るという観点から、任期付職員1名を雇用しております。この職員につきましては、森林関係の専門家ということで、現地調査、境界の確定、説明書の240ページからです。林業振興費です。その中で、任期付職員1名を今回雇用することにしております。その方も人件費の一部で充当するというように考えておまして、今回平成31年度については特別な事業としてはありません。

○5番（福永 啓君） はい、わかりました。

次、221ページ、これはマミコウロードです。維持管理費が上がっていますね。これは毎年聞いているのですが、まだ納得できる答弁をいただいていないんですけれども。これは、町道にしたほうがいいのか。しかし、農道のままです。いつ町道にするのですか、どうするのですか、検討検討で。「町道にしたら何か悪いことがあるのですか」と聞いたら、「ありません」と。「だったら、いいことじゃないですか。早くしたほうがいいのではないんですか」という話をずっとしていたのですが、今回もまだこのままですよ。私もよくわからないのですよ。なぜそうしないのかと。理由があったらお答えください。ほかの甲佐、益城の中では維持・管理はどのようにしていらっしゃいますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

広域農道につきましては、益城、御船、甲佐3町を結ぶ広域農道ということで、県営事業で造っております。それが完了しまして、それぞれの町に財産譲与されております。御船町においても今町有財産として、農業振興課において農道として管理をしています。

それで先ほど、各甲佐、益城の状況はということをおっしゃったので、それについてお答えいたします。まず、甲佐町につきましては、平成30年6月に町道認定をしております。それと、益城町は問い合わせたところ、平成31年6月に、元号が替わりますが、議会

に上程したいということで、町道認定に向けて今準備を進めているということでした。

御船町におきましては、今回九州中央道において、上野吉無田インターチェンジが開通しております。その中で、こういったインターを活用しての地方創生を今町で取り組んでおります。その中で、この広域農道は重要な役割を果たしていくと考えておりまして、この事業の中で道整備交付金の事業に取り組むということで、町で申請を上げております。その事業の要件として町道プラス広域農道の整備というのが入っております。だから、この要件を満たすためには、これは広域農道として必要ということになります。

○5番（福永 啓君） なるほど。

○農業振興課長（藤野浩之君） だから、今回はその地方創生の事業があるので、広域農道としてそのまま整備を行って行って、有効に図るということになっています。

○5番（福永 啓君） 何か理由があると、それを先に言っていただければわかりやすいのですよね。その補助金を受けるためには、町道だったら受けられないということなんですよ。だから、その有効な補助金を受けるために、ほかの町は、既に町道にしているのですよ。それは当たり前ですよ、町道にしたほうが交付税の対象も何倍も上がりますからね。しかし、御船町においては、ちょうどいい時期にそういう有効な交付金があったと。だから、その交付金を受けるためですね。受けた後はどうなるのですか。受けて整備を、いつまでの間に整備をして、その整備が終わった後は、どうなるのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） その事業につきましては、約5年間の事業と聞いておりますので、その5年間の中で、広域農道も計画的に整備を行っていくということです。ただ、1回そこでやはり整備、今度ので整備をすれば、ある程度広域農道としてやはりこれからも管理していくことになるかと思えます。

○5番（福永 啓君） そこは、一応資産が増えたんですよ。町道として入ってくる実入りよりも、こちらの補助金が有利だという試算をされたんですよ。であれば、問題ないと思えます。

次、236ページから、これも毎回同じところで同じ質問が出てくる。ほかの方も質問が出てくるのではないかなと思っておりますが、地籍調査の予算がここは入ってきております。以前町長答弁でありましたとおり、これは遅れれば遅れるほど困難になってくるのです。しかも、これが調査が完了すれば、重要な自主財源になり、固定資産税が増えると。町によっては本当にすごい増えたという話もあるのです。これはいずれしなければならな

いことですので、必ずやり遂げなければいけないのですが、現状について、及び班体制を充実するという話がありました。これは充実されてないみたいなのですが。では、どのようにしていくのか。今後の、その見通し等をお聞かせください。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

地籍調査事業につきましては、やはり今後のまちづくりの一番基礎となる部分かなということ、私たちも重要な事業だと考えております。早目に終わらせるというのが本当だということを思っておりますが、御船町の地籍調査につきましては、平成15年から事業を着手しております、現在、昨日もちょっとお話ししましたが、約3%の進捗ということで、これは県内でも一番下のほうにはなっております。

それと、現在熊本地震の関係もありまして、補正作業を今急いでやっております。この業務がまた入ってきた関係で、また長期化していくのかなということ考えております。

それで、現在一筆調査は、こういった補正作業等を行っておりますので、調査は、現地のほうは入れておりません。班体制というのは、今のところ何班でというのは、平成31年度についてもまだ確定できないというところで、農業振興課においては、平成32年度中にこのすべての座標の補正作業を終えたいと。ちょうど平成32年から、第10期の国土調査の計画を立てていきますので、その中で進捗を図れるような事態を。これはもう予算の面、人的な面も含めて対応していきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） 地籍調査に入るには、まず補正が済まない地籍調査には入れないですよ。その座標の補正ですとか、何ですとか。その補正自体が平成31年度では終わらない。32年度いっぱいまでかかると。それまでは、地籍調査のそういう一筆調査等、境界線の確定等、それはできないということでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） そうですね。この補正作業、これがパラメーターの補正が公表された分については補正ができます。その補正值を掛けて。ただ複雑な地盤変動を起こしている地域については、この補正ができない地域が御船町に相当出ております。そこにつきましては、改めてやはり測量を行う部分が出てきますので、そっちを優先して行っていきたいと。これは復興にも関係してきますので、こちらを先に行っていきながら、次の平成32年度からの計画に向けて体制を整えていきたいと考えています。

○5番（福永 啓君） それは平行してできない作業なのですかね。一部、御船町は8割以上はまだ地籍調査ができていない地域です。補正が必要な、補正の地域があるのであれば、

その補正が済んだ後しかその地域はできないのですか。しかし、すべてがそうではなくて、もう補正がある程度終わりやすいところ、しやすいところもあるかなと思うんです。そもそもほとんどできていないわけですから。そういうところについては、素人考えですよ、平行して、人さえいれば、県が予算を許しさえすれば、変更してできる部分も幾つかあるのではないかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

議員が言われるとおりでと思います。平成31年度につきましては、やはりこの補正作業を急いで行いたいということで、次期、平成32年度につきましては、一筆調査と補正作業、この辺を平行していけるような体制で臨めればということで思っております。

○5番（福永 啓君） それは、本当に一生懸命やって事務所の皆さんはわかっている。そのように思いますのは、あとは予算は県・町だけではなくて、県から来るのですね。県から、国からですね。国・県から来るわけですね。そこをきっちりと交渉して、もう単に県で行っているのと並行してできるのは並行してやる。人を入れてもらう。そういうことの交渉も引き続き行っていただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） 242ページに有害鳥獣対策ということで補助金が出ています。シカとサルは補助金は出てますが、イノシシについてはどこか、別に記載があるんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

イノシシの補助につきましては、これは町単独の補助金ということで、今回の骨格の予算の中には計上しておりませんが、6月の補正の中ではイノシシ分の補助金を上程したいと思っています。

○6番（田上 忍君） では、もう1つ、何回見ても出てなかったのですが、あと電柵等の補助金については、どうですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 電柵の補助につきましても、調査事業で行っている関係で、今回の骨格の予算の中には計上しておりません。ただ、前回の一般質問等もありまして、電気柵設置の補助金をもっと活用しやすい補助金にしたいということで、今、要綱の見直しを行っております。電気柵とワイヤーメッシュ、そういった資材も使えるような、今要綱の改正を行っております、それが制定したら執行できるように準備をしているところです。

○6番（田上 忍君） 4月1日からじゃなくて、ワイヤーメッシュも使えるということで、

今準備しているということですが、予算とかは上げなくて大丈夫ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 6月の補正で上げたいと思っています。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（田中隆敏君） 平成31年度も自力復旧事業というのは継続ということで、ここに来ております。そういう中で、自力復旧に当てはまるかどうかということを確認したいのは、災害復旧の前に暗渠排水事業を土地改良から補助をいただきながら進めてきたわけです。受益者負担もありました。そういう中で、地震でこの災害復旧は終了しておりますけれども、暗渠排水を数ヘクタール、かなり10ヘクタール以上超えるのですけれども、陥没によって暗渠排水が機能を果たしていないと。ではいったい補助でできたそういう事業を再びまた事業としてできるような補助体制があるのかなという、そういうところをお話をいただきたいと思います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

自力復旧、復興基金を活用した事業ですけれども、その事業は、熊本地震で被災した農業用施設、農地ということになっておりますので、その原因が熊本地震であるということであれば、申請できます。

○9番（田中隆敏君） 地震の場合の事業においては、反当当たり15万円の工事費の費用ということでありましたから、現在それを再度また暗渠事業となると、さまざまな形でかなりの高額な金額になると思いますので、そこらあたりで、また2回続けて補助の体制ができるのかなと、自力復旧でやってできるのであれば、まあやっていってもいいかなと思いますけれども。その面の全面的な補助というのは、もう全く期待できないのですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

国の補助、県の補助を活用した暗渠排水ということではできないと思いますので、今回は災害の交付金という形で、上限額が決まっておりますけれども、活用するとなればそういった事業を活用していただくということになるかと思います。

○9番（田中隆敏君） その当時、生産組織のある、例えば土地改良事業の中で、糸田堰の土地改良区になりますと、御船、甲佐、嘉島の3町での土地改良事業にも繰り出しているわけですよ。それで、甲佐町あたりは生産組織があつて、そういう申請であれば認めましようというのがその事業であったわけです。現在は、御船町の中でも暗渠排水事業を現在や

っているわけです。益城町もやっているわけです。それはまた名目は変えた形での補助事業だと思えるのですけれども、3町の中の御船町は生産組織とか、そういうはありませんので、平成27年から、そして地震のあった後の30年まで、暗渠事業が取り組めなかったわけです。ということは、1回だけの申請で、1回だけの申し込みで終了しているわけです。幅広く何年間かにわたってできなかつたわけです。そういう中でそういう自力復旧事業という、そういうところの、要するに災害での部分はできるとするならば、そういう、今話し合いをしながら進めていくべきかなと思ったものですから、お尋ねしたわけです。

そういう点については、また中身は担当課で伺いたいと思います。

○議長（藤川博和君） ほかにありますか。

○1番（清水 聖君） 先ほどの、田上議員の質問に関連していますけれども、鳥獣害のところ、ワイヤーメッシュも使えるということでした。それで、単独でいいのか、それから受益者が数名要るのか、それから面積が要るのか、そういうところをお尋ねします。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

まず、要綱においては、2戸以上の農家ということでなっております。ただ、どうしても1戸しかおられないということであれば、補助の面積が10アール以上の補助であればということで。家庭菜園とか、そういうのはなしということで、やはり生産してどこかに出荷するとか、そういった営農をちゃんと活用している農地、例えば竹山とかそういったことになっておりますので、要綱としては2戸以上ということで決めております。

○1番（清水 聖君） はい、わかりました。

それから、昨日お尋ねして1,500万円削られていたところが、今回1,600万円ほど、223ページに出ています。これは、昨日の要綱というか、それでよろしいのですかね。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

昨日説明したとおりであります。復興基金を活用した事業ということになります。

○議長（藤川博和君） ほかにありますか。

○3番（岩永宏介君） 説明書の218ページです。その説明の欄なのですが、上から4番目の農業経営者育成校負担金、ここで菊池農業高校への負担金ということで1万円補助が出ておりますが、これは、目的は農業経営者の育成ということですよ。そうしたら、ほかにも現在では農業高校は熊本農業とかたくさんあるわけです。だから、ここだけに絞る根拠というのは何でしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） この負担金ですけれども、これは、菊池農業高校に御船町から生徒が通学、在校生がいるというときに、町で負担金を支出しております。これは菊池農業高校と御船町と以前協定を結ばれておりまして、その中で、支出をしているということで、ほかの農業高校とは、そういった協定等は締結はしておりませんが、菊池農業高校とは在校生が御船町から行った場合にはそういった負担金を納めるという形になっております。

○3番（岩永宏介君） よくわかりましたが、その協定はいつ頃結ばれていますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 随分前だと思いますけれども、詳しくは資料等もございませんのでわかりません。

○3番（岩永宏介君） わかるところで、調べていただけますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 今ですか。

○3番（岩永宏介君） いや、後でよかです。

○農業振興課長（藤野浩之君） では、後でまた報告いたします。

○3番（岩永宏介君） 221ページの光熱水費36万円です。そこの説明とといいますか、これは電気代だろうと思いますが、北田代トンネル、虹の大橋と駐車場というのがありますが、これは管理責任はどこになっていますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） これは、広域農道ですけれども、御船町、農業振興課で管理をしています。

○3番（岩永宏介君） そしたら、課長がここの北田代トンネルです、特に、ここを通られたことはありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） あります。

○3番（岩永宏介君） そのあたりはわかっておられると思いますが、ここは物すごく照明が暗いです。私自身が実際にここを軽トラで上っているときに、左側の路側帯をサイクリングの自転車です、照明が暗かったから本当にぶつかろうとなりました。だから、これは高齢者の目線で考えないと、私たちみたいな高齢者の目線で考えないといけないと思うのです。もう一度確認されて、やはり照明をもっと増やすことはできないですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

照明を増やすということは、もうできていますので、なかなか難しいかと思っておりますけれども、あと照明、今ついている個数を増やすとか、今全部はつけてない関係があります

ので、全部点灯させるか、そういった形での安全管理を行っていきたいと思っています。

○議長（藤川博和君） 質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 1点だけですけども、219ページの農業次世代人材投資事業がござ  
います。これは支給基準というのはどうなっていますか。受給基準か。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは、事業名が変わっておりますけれども、以前の、青年農業就農納付金というこ  
とで、青年農業者が就農するときに支給していた事業の名称が変わりました。それで、年  
150万円を最長5年間ということで、45歳までの農家において、今後営農、農業をしてい  
くということで、支援をするための補助金です。

○4番（中城峯雄君） 新規の就農者なんですね。

○農業振興課長（藤野浩之君） 新規就農者ということになります。

○4番（中城峯雄君） では、御夫婦で新規就農された方が、地域おこし協力隊の方ではなか  
と。

○農業振興課長（藤野浩之君） いや、その方とはまた別です。夫婦で農業を営まれていると  
いうことでございます。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

6款、商工費についての説明を求めます。

○商工観光課長（作田豊明君） 79ページを御覧ください。6款、商工費。1項、商工費。1  
目、商工総務費4,188万3,000円。主な支出は人件費と、80ページをお願いいたします。緑  
の村運営事業特別会計への繰出金755万8,000円です。

次に、2目の商工振興費です。予算額5万円です。19節の県物産振興協会負担金です。

3目の観光費1,978万2,000円です。主な支出は、11節、需用費の348万9,000円で、街  
なかギャラリー、観光交流センターの光熱水費が主で、13節、委託料の1,122万8,000円で、  
公園清掃管理委託料、町内8カ所219万円となっております。81ページをお願いします。観  
光案内及び受付業務委託料730万円です。観光交流センター、街なかギャラリーの業務委  
託になっております。19節、負担金補助及び交付金で164万円となっております。主なも  
のとしましては、阿蘇外輪周遊広域連携事業負担金70万円です。この事業は、夢チャレン

ジの「スクラムチャレンジ事業」で、2分の1の補助になっております。

次に、4目の消費者行政54万4,000円です。主な支出は、1節、報酬費の消費者行政相談員報酬52万2,000円です。熊本県消費者行政活性化事業補助金2分の1を上げております。

82ページをお開きください。7目のプレミアム付商品券事業です。すみません、ここで、「事業」の「業」が抜けています。「業」を入れていただけますでしょうか。プレミアム付商品券事業です。申し訳ありません。予算額1,164万7,000円です。今回の事業は、今年10月1日から予定されている消費税の地方消費税率引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起したりするためにプレミアム付商品券の発行を行う事業です。

以上、説明を終わります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。6款、商工費について質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） まずわからなかったのがあって、歳出の予算説明書ですが、248ページ、公園管理のところがあるのですが、北木倉公園（上野）とあるのですが、これは上野にあるのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） すみません、間違っております。北木倉は木倉になっております。申し訳ありません、訂正をお願いします。北木倉公園（上野）と書いてあります。それを（木倉）に訂正をお願いします。

○6番（田上 忍君） すみません、あともう1つ、その下もそうですよね。上野が幾つもあるのですけれども。これは上野でいいのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） あとは全部間違っておりません。申し訳ございません。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

あと、この同じところで、にっぽん恐竜協議会関係の予算と、255ページにも同じににっぽん恐竜協議会負担金というのがあります。これについて、説明をお願いします。

○商工観光課長（作田豊明君） にっぽん恐竜協議会は昨年度12月ににっぽん恐竜協議会を開催しまして、丹波市と篠山市と北海道のむかわ町、それと御船町、そして群馬県の神流町の2市3町で連携をとりまして、協議会を立ち上げたところです。

○6番（田上 忍君） これについては、商工観光課だけが本来対応していくのでしょうか。恐竜関係は、たしか、私が一般質問したときに、教育委員会というか、子どもたちもぜひ

こういうところに参加できればということを使ったと思うのですが、それはこの関係で、教育委員会はこういう予算というのは考えてない、今回は入れないのですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） お答えいたします。

昨年中に、丹波市から御船に來られて、「竜学」という、恐竜の竜に学ぶということで、「竜学」というのを、丹波市が昨年度はむかわ町に行かれていますみたいだったのです。それを今度は御船町でもしたいという形で向こうからお見えになったので、今のところ、前はただ顔合わせだけだったのですが、恐竜博物館のいろいろな学習を、今いろいろ体験とかそういったのをしているのを聞かれて、ぜひそういった竜学をしたいと、してみたいという形で好印象で帰られて、今後またそういった打ち合わせが入ってくると思いますので、まだ今のところは、まだ迎え入れるのが精いっぱい、まだこちらから向こうに子どもたちを送るというのは、今後また検討していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 恐竜は御船町の1つの観光の大きな目玉でもあると思います。ぜひ子どもたちも含めて、こういう協議会があれば活用しながらやっていってもらえたらと思います。この間御船で打ち合わせがあったと聞いておりました。私は、今年御船町で、先ほど課長が言われたのはできるのではないかと期待していたところです。

続いて、その下にあります、債務負担行為もあって、観光案内及び受付業務の委託料と書いてありますが、もうこれは補正予算が議決したので、もう契約に入っていると思うのですけれども、今、観光交流センターそして街なかギャラリーで、今作業というか業務をやられている方、この方たちは、今度は新たに委託先の配下に入っていくようになるのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

昨日債務負担は議決されましたので、早急に4月にやっていきたいと思っております。観光案内、5名おられました。その方につきまして、新しい委託先に入社していただきまして、というか、まだサービスができるような体制等のスタッフを選んでいただきまして、進めていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） それと、これから面接や採用試験等が行われて、新たに委託先が契約していくと。ということは、今まで町の臨時職員だったということなので、その辺は町の予算から外れていくということによろしいですね。

○商工観光課長（作田豊明君） 当初、昨年度までは委託職員5名の案内人を予算化しており

ました。約800万円ほどついておりましたけれども、今回予算どおり730万円の予算を組みまして、平成32年度の非常勤職員が会計年度任用職員になるということも見据えましてやっていきたいということで考えています。

それと、本当に最初に言いましたように、民間のノウハウも活かした取り扱いと、おもてなし接客ができるような体制をしっかりと整えて、また次への施設をPRしていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） では、もう1つ。こうやって観光業務が、外部に委託されて、多分中身はもっと民間の力で充実していくと思います。ただ、残念なことに、前も私は一般質問で言ったと思うのですが、その後まだ看板等ついていません。観光案内所がここにあると。前回の課長の説明では恐竜博物館をも通過していかにかいにかんと。でもその案内もないよということでしたね、今。せっかく中身は充実したけど、そこでどうやって行ったらいいのかわからないんですよ、ここに行くことは。この辺はどう考えているのですか。今回予算に入っていますか。

○商工観光課長（作田豊明君） 前回の質問の中で、観光交流センターの入り口はどこですかということで、私ははっきり答えなくて、間違っただけで答えておりましたので、実際的には、平成25年6月に作っております観光交流センター及び活動計画策定報告書の中で、地方創生でこれは作られておりますので、一体とした取り組みで取り組んでいかないといけないということで、また原点に戻りまして進めていきたいと考えております。

観光交流センターは、博物館の玄関の窓口で、案内の看板です、それにつきましては、いろいろ化石体験で人海戦術でそこに来て案内していた点もありますので、しっかり博物館と連携をもって協議をして、お客さんを観光交流センターに導いて、今「いさぎ」の販売も行っておりますので、そっちのほうの販売の促進につなげていきたいと思っておりますし、発掘体験の参加にも出られるような体制をとっていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） いや、今聞いたのは、そういう看板をつけるのですか、つけないのですかということなんです。簡潔にいいです。

○商工観光課長（作田豊明君） 今、小さく、わかりにくくなっていますので、つけたいと思っています。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

○5番（福永 啓君） 私も、その観光交流センターのことについては、大変気になっており

ました。私は近くにお店がありますから何回も聞かれているんですよ、「どこですか」と、「あそこです」と言って、「どこから入ればいいんですか。どこにあるとですか」と、基本的な存在自体が、存在するのも来訪者からわかりにくいということがありました。実際はあそこの入り口です。基本構想では、基本計画では、あそこの入り口は一緒の出入口なのでですね。恐竜博物館と観光交流センターは。そして左側が恐竜博物館独自のスペース、そしてあそこの正面の観光交流ギャラリーですか、あそこと観光交流センター、あれが交流スペースであって、あれから先が独自のスペース、きちんと構想があって、それに則って作ったわけですので、基本計画、基本構想がありますよね。それにのっとしてやってください。今何か、合理化で、半分ぐらいは恐竜博物館の荷物置き場になっていますので、ずっとはっきり永久的に言って。それは構想から外れておりますので、当初の目的からは違うことになっていますので、ぜひそのことは私からもよろしく願いしておきたいと思えます。

あと、249ページです。公園の管理とか水道料金とか書いてあります。御船町の中心の、甲斐宗運の居城であった城山公園です。あそこで非常に歴史的な出来事が行われた場所なんですけど、私がお他町の人を迎えに行っても何の案内板もないわけです。ですので、これの管理の在り方について、前々から質問しておりますが、どのように考えていらっしゃるんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） お答えします。

城山公園につきましては、御船町の中心部にあつて、観光のシンボルということで、私も考えていきたいと思つています。例年でしたら、シルバー人材に委託しまして、ただ公園管理をするだけということだったのですけれども、もう1回見直しまして全体的な周辺の草刈り、木の伐採も、平成30年度は終わつております。これは医師会も隣接しましてしておりますので、あそこを話し合ひまして、2年に1回ずつやろうということで、一応協議をしておりますので、やりながら、あそこに若宮神社のお堂もありますので、そこも併せまして、前にやつておりました地域の方たちに維持を、管理をして、お手伝いをしていただきたいということで、ぜひもう1回地域の方にお話をもちかけましてやつていければと思つています。

○5番（福永 啓君） 管理です、そういう相談はできるかなと思つます。あと、あそこは何なのだと、城山公園というものは何が行われたところなのだという、そういう説明書きで

す。これがなければ、なかなか史跡として皆さん認識されない。逆にやはり甲斐家とは何なのだ、阿蘇家とは何なのだと、あそこで何が行われて、本当おもしろい、ドラマチックなことがあそこで、御船行房は討たれたわけですから、甲斐宗運の居城になったわけですから、みんな知らないのですよね。そういうことをどこかにきちっと記しておかないと、価値がなくなりますので、そこを必ず考えていただきたいと思います。

157 (257) ページ、プレミアム商品券の話、さっきちょっと説明されました。これは町の事業ではないので、まずは十分説明できない部分もあるかとは思いますが、あれは、前にちょっとありましたよね、プレミアム商品券みたいなのが、1人何千円まで買えると。それのようなものなのですか。例えば、子育て世代とか、あのときは子育て世代は倍買える、一般の人も買えた。そしていっぱい並んだ。ありましたよね。どのようなものなのか、わかりやすく御説明いただけませんか。

○商工観光課長（作田豊明君） 先ほど、予算のほうで説明しましたがけれども、主な内容は、10月1日から消費税のアップ、計算10%に上がりますので、この概要につきましては、2019年1月1日時点の住民の住民税の非課税世帯と2019年6月1日時点の住民のうちの2016年、平成28年の4月2日以降に生まれた子どもに対する世帯に対する支給となっております。金額的には2万5,000円が限度なので、2万円で購入という形になっております。そして、業者選定につきましては、町内に位置する業者を選定しまして、10月1日から明けまして3月の末までという、これを進めております。それでいきます。主たる・・・ですけれども、福祉課とこども未来課と一緒に進めています。

○5番（福永 啓君） 子どもがいない家庭、それと、子どもがいない家庭は住民税を納めていない世帯だけが買えますということですね。小さい子どもがいる家庭は、住民税を納めていようがいまいが、すべての世帯が買えます。2万円分買えます。そして2万5,000円分使えます。使えるのは、町内の指定した事業所だけだと聞こえましたが、それはそうなのですか。

○商工観光課長（作田豊明君） この規定が3歳未満の子どもに限るということです。

○5番（福永 啓君） あとはいいということですか、わかりました。

○議長（藤川博和君） ほかにありませんか。

○3番（岩永宏介君） 248ページです。急いで質問したいと思いますが、そこに公園管理地区報償金というのがありますが、実は、鼎春園でここに8,000円×5日となっていますが、

宮部鼎蔵については、これは、まぎれもなく全国的に有名な五人の先哲のうちの一人であります。あそこは、もちろんあの記念碑のところも観光客の方がいらっしゃるわけですが、その次にセットでもうちょっと、吉無田のほう、上野の公園からずっと登っていくと、途中の染野あるいは栗山集落のところですよ。地蔵原（ジゾウバル）でしょうかね。その両側に宮部鼎蔵の先祖の墓というのがあるのですよ。あれも結構地震で壊れて地区の周辺の方々がコンクリートできちんと修繕はされたのですけれども、あそこをセットで大体見に来られるのですよね。それで、御承知のように宮部鼎蔵顕彰会というのが立ち上がっておりますが、今、会長さんほかが規約を改正して、もっと全国に打って出ようという気持ちでおります。そして、萩との交流も、これは非常に今町にお世話になっているわけですが、10月の下旬の「吉田松陰命日祭」は車を出して、社会教育課長も一緒に行ってもらってという形が今とられてきているのですが、そういう意味で、萩と比べたときに、向こうからの訪問も一緒に合意やっていますので、もう10年近くになると思うのですが、やはり見劣りするのですよ。萩に競争で勝とうとは思いませんけれども、もう少し整備しないと、上野吉無田インターチェンジもできたわけですので、これがチャンスなのですよ。だから案内板もない。先ほど出てきましたので、そのあたりの草あたりでも非常にそれは、先哲の墓の周辺は毎年されているんですよ、ボランティアで。それがもう、広いものですから、なかなか手が回らないというふうに、去年はもう音を上げるような状況です。そのあたりを、ほかのところがありますけれども、一体的にこんなふうにやはり、たくさんあるから大変とは思いますが、少なくともここぐらいのところでは報償金を出していただきたいと思っております。そういう交流の実績もあります。交流も始まったばかり、10年前から始まっておりますので、もっと来年は発展していきます。そのあたりをぜひ考えてほしいと思っておりますが、いかがですか。

○商工観光課長（作田豊明君） ありがとうございます。鼎春園につきましては、昨年度からいろいろな取り組みありがとうございます。先ほど公園の管理につきましては、今年出したのですが、予算を上げておりますけれども、これでは本当に足りないという思いはございます。先ほどの城山公園もありました。妙見坂もありますけれども、地域の皆様方の御協力とボランティア作業、そして今言えることは御船の観光協会の中に人材育成とか観光事業があります。そして、未来創造事業とございますので、その中で、看板の設置が、古くなっておりますので看板の設置に予算をつけていただきたいということで、城山にしる

鼎春園にしろ、八勢の公園にしろ、上野吉無田インターチェンジの下りたところに看板が1つもないということで、うちが申請しまして、看板をつけて、そこで案内をしていくということで考えています。

○3番（岩永宏介君） そしたら、この管理の報償金についてはいかがですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 管理の報償金については、一応予算内でやっていただければと思いますので、私たちがボランティアで参加したいと思います。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） ちょっと聞くのを忘れていました。今回、この歳出予算説明書をずっと見ていたのですが、観光協会の補助金がもうなくなっているのですが、これはもう私たちが、もう自立していいのではないかと言ったから、今回からはなくなったということですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 今回の骨格でございますので、6月の補正で若干下げまして、運営しやすい体制をとりたいと思っています。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

お諮りします。4時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） 異議なしと認めます。4時まで休憩することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時45分 休憩

午後4時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤川博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7款、土木費について説明を求めます。

○建設課長（野口壮一君） 82ページをお願いします。7款、土木費。1項、土木管理費。1目、土木総務費、本年度予算9,526万円。主なものは、人件費と84ページの19節、負担金補助及び交付金、被災地宅地支援事業交付金6,000万円です。

次に、2項、道路橋梁費。1目、道路維持費です。本年度予算1,614万7,000円。主な

ものは11節、需用費の町道維持修繕費480万円、13節、委託費の町道維持管理委託料325万6,000円、上野吉無田インターランプ管理委託料128万円です。

次に、2目、道路新設改良費、本年度予算3,716万4,000円。主なものは、人件費と、85ページをお願いします。15節、工事請負費613万5,000円です。これは、震災復興計画に掲げられている今城地区に係る舗装工事です。

次に、3目、橋梁維持費、本年度予算12万3,000円。主なものは、13節、委託料、橋梁放送システム装置保守点検委託料7万9,000円です。橋梁新設改良費については、廃目です。

次に、3項、河川費。1目、河川総務費、本年度予算654万9,000円。主なものは、13節、委託料、御船川樋門委託料181万円。出水期における内水排除用仮設ポンプ設置業務委託300万円です。

86ページをお願いします。2目、砂防費、本年度予算1,601万6,000円。主なものは、19節、負担金補助及び交付金、県工事砂防に係る急傾斜地崩壊対策事業負担金1,600万円です。

次に、4項、都市計画費。1目、都市計画総務費です。本年度予算2,498万5,000円、主なものは、人件費と13節、委託料、ふれあい広場危機管理等委託料201万6,000円です。

88ページをお願いします。5項、住宅費。1目、住宅管理費、本年度予算1億8,919万4,000円です。主なものは、人件費と、89ページ、15節、木造仮設住宅利活用に係る工事請負費で1億3,396万円です。

3目、災害公営住宅建設費、本年度予算333万2,000円です。主なものは、19節、負担金補助及び交付金、災害公営住宅に係る下水道受益者負担金266万4,000円です。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、同じく89ページ、4目になります。仮設住宅管理費1,768万7,000円。主なものは、11節、需用費の応急仮設住宅光熱水費404万6,000円。

90ページをお願いします。13節、委託料の合併浄化槽管理委託料807万4,000円になります。

○建設課長（野口壮一君） 同じく90ページをお願いします。6項、公共下水道費。1目、下水道費、本年度予算1億9,949万5,000円。28節の繰出金、公共下水道特別会計への繰出金となります。

○議長（藤川博和君） 質疑を行います。7款、土木費についての質疑はありませんか。

○10番（沖 徹信君） 昨日、西往還小敷田線のこと質問したいけど、関連ではないという

ことで、議長が許されませんでしたけれども、今日は許してもらえますか。

○議長（藤川博和君） どうぞ。どの件で質問がありますか。

○10番（沖 徹信君） 町道の法面のことです。

○議長（藤川博和君） はい。

○10番（沖 徹信君） 町道の法面に対する木の伐採が行われておりますけれども、普通、学校とかいろんな眺世庵の木を伐採するときには、最初に補正を組んで、それから伐採に入ったと思うのです。今度の場合には、伐採予定日がいつだったかわかりませんが、その前に補正を組んであるのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の小敷田西往還線の木の伐採ということで、平成30年度の予算の中の、町道維持管理費の中の予算の中で対応を行っております。

○10番（沖 徹信君） その場合に、対応外に20何万円があったということですか。最初に予算を組むときは、ある程度、これこれをやりますから幾らという予算を組むのではないのですか。そういう形の中で20数万円残っていたということは、予算を消化するために駆け込んで使ったということですか。

○建設課長（野口壮一君） 今年度の、平成31年度の予算書の中にも、町道の維持修繕費ということで、毎年ですけど、見込みといたしますか、どこというのが対象としてするような予算の計上ではありません。今議員が言われたように、平成30年度の予算の中において、維持費、いわゆる10節の町道維持費の中での残予算の中で執行したということになります。

○10番（沖 徹信君） それで、予算は残っていたから使ったでいいです。でしたら、その見積りはどうされましたか。

○建設課長（野口壮一君） この木の伐採をお願いしようということで、上益城緑川森林組合に見積書を依頼しました。その額をもって執行したということになります。

○10番（沖 徹信君） それなら、見積りということは、その1社の見積りということですか。普通、やはり何社かから見積りを取るのではないですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の見積りの額が23万5,440円ということで、財務会計上、30万円以上を超える場合には2社以上の見積りを徴しなさいという規定になっております。今回、30万円以下ということで、森林組合から見積りを採用したということになります。

○10番（沖 徹信君） 30万円以下だから規定どおりにしたということですか。そういう形の中で、自分の金だったら1社から取って、「はい、お願いします」としますか。やっぱ

り高いだろうか、安いだろうかという、それはあると思いますけれども、その点はいかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 私個人に置き換えれば、時には1社ではなくて、見積りをほかの業者からも取るということが想定されると思います。

○10番（沖 徹信君） 私が言いたいのは、逆なんですよ。課長がされることだったら課長1人でいいですよ。町の公金ですよ。公金を使うのだから、2社でも3社でも見積りを取った方がいいのではないかと、このことを言っているわけです。

○建設課長（野口壮一君） この財務規程による30万円以下であっても、今議員が言われるように、30万円以下であっても相見積りを取って判断すべきだったということになると思います。今回は、最初に言いましたように、財務規則等から事務取り引きを始めたということになります。

○10番（沖 徹信君） それでは処分費として2万円ですよ。枝の小さい部分とある程度の枝までは、処分費をかけて処分していいと思います。しかし、あれだけの大きさの、あれだけの長さの、大体真っ直ぐか部分ですよ。それは処分する木ではなかったと私は思います。それは、処分費の中に、これは市場なりどこかに持っていくなれば幾らぐらいかかりますと、運賃等々が、どこかに持っていくなればかかりますと。それなら、もう処分しますとか、そこら辺の配慮はあったのですか。

○建設課長（野口壮一君） 昨日、県から御指摘をいただきまして、森林組合に確認をいたしました。かなりの大木であったのですが、ともに、いわゆる枝あたりはもう老木で枯れがあれば枝が落ちていくということで、かなりそういう事態でありました。森林組合に確認しましたところ、幹にもやはり腐食が入っていて、それを用材として活用できるような状態ではなかったというのを、昨日森林組合の聴き取りの中から確認をしております。

○10番（沖 徹信君） では、伐採のとき、建設課の職員は立ち会いましたか。後で処分したとか何か、その木がどこにどう行っているかわかりませんが、それは後の話でしょう。職員が立ち会って、その木を確実にして、「ああ、もうこれはだめですね」と、その現場の人たちと、そういう配慮があればそれでいいのですよ。そういう配慮がないけんが言いよるとですよ。何でも一緒だけど、し尿くみ取りとか何とかも一緒ですよ。何百リットルと、立ち会うたのですかと、そういうことの立ち会いは一切してないでしょう、何のときでも。そこら辺に、仕事としての厳しさというか、そこら辺が自分たちがして、それを

やはり役場では新入社員というのか吏員というのか知りませんが、そこら辺に先輩がちゃんと現場に立ち会って仕事をするのだということを教えるのが上司の責任だと思いますよ。そういうことをしないなら、役場の職員は育たないです。楽するほうにばかり行くとですから、今の若い人というのは。そこら辺は、今ここに座っておられる幹部の方の責任ですよ。職員を育てるということは。以後、そういうことがないように、職員は必ず育てる、自分たちの責任のもとに育てるという覚悟のもとに仕事をやっていただきたいと思っています。

それから、町道用地購入費として200万円組んでありますが、これは場所はどこですか。

○議長（藤川博和君） ページ数は何ページですか。

○10番（沖 徹信君） 85ページです。

○建設課長（野口壮一君） 道路新設改良費の17節です。不動産購入費の200万円ですね。

○10番（沖 徹信君） はい。

○建設課長（野口壮一君） これは、震災復興計画に掲げてありました今城地域の、復興計画の中でも重点プロジェクトとして掲げられてありました狭隘道路の避難路の確保、それから災害に強い住環境の整備ということで、このプロジェクトの中に掲げられておりました。今城地区内の道路が狭いということで、地域の方も、今回の震災を機に道路を拡幅していきたいということで、いわゆる道路中心から後退をしていかなれますので、この用地の部分というのはあくまでも概算ではじいておりましたが、用地を買うところというのは、直線のところはお互いが譲り合うということで話ができていたわけなのですが、角です、そういうところについては、1人の地権者あたりに負担が強いられますので、そこはもう会議の中でも今城地区との話の中で、そこはコーナーのところはどうか町で考えてもらえないですかという御意見がありました。それを踏まえたところで、財産にはなりますが、今回の財産購入費ということで計上をさせていただいております。

○10番（沖 徹信君） 中心後退ですから、最低4メートルの道はできるわけですよね。そういう中で、直角に曲がるとか、そういうところの三角の部分を買うということですか。それは、ほかのところもそうするのですか。ほかのところの、中心後退する。それなら隅っこは買うから、何とか切りというのですか、あれをしてくださいと言うて、どこの地域でも買い取るのですか。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも、今回上げているのは今城地域ということなのですけ

れども、今議員がおっしゃっているのは、通常の家を建てるときの、そういう角に接したところという事案ですか。

○10番（沖 徹信君） そうです。

○建設課長（野口壮一君） はい。今までにも、こういう家を建てる時には建築基準法に基づいたところのきちっと建てるというものが強いられてきておられるわけなのですが、私が建設課になった中では、まだそういうコーナーあたりの物件というのはまだ見えてきてないというのも1つなのですが、都市計画で町でそういうコーナーにさしかかったところの土地の購入というのは、今までになかったということになっていると思います。

○10番（沖 徹信君） 私も今まではそういうことはなかったと思います。それで、今度は例外で買い取るということですね。ということは、今からもそういうことをするということですね。あくまでも、今度出すのは例外と、それはおかしいのではないですか。今後はすべてそういう形をすれば納得しますよ。今度だけは例外、あとのところは寄附採納でお願いしますということでしょう。

○町長（藤木正幸君） お話はよくわかっています。今回の今城地区に関しましては、震災直後に、創造的復興の一因として、今城地区だけは面整備という形で復興をすると決まりました。その中において3つ方法がありました。1つは、今益城であるように、すべてを買い取って一からする区画整理というのが1つ、それともう1つが、自主的に道路を広げる。4メートル道路にする。カーブカットしたら救急車が通れるようにするという方法が1つ。何もしないという方法で、この3つが提案されました。その中において地域との話し合いの中で、面整備をしたならば、今益城と同じように10数年かかるということで、それは今城地区として10数年家を建てられなかったら前に進まないということで、今城地区が選ばれたのがお互いに引きますということで、道路の角を町が購入するというで、あそこの一体的な創造的復興の一翼を担うということで、復興計画の中に今回入れてあります。復興計画をつくり上げるために今回こういった形で道路を整備するというところの中においてカーブカットする。その予算が今回上がっていると御理解いただきたいと思います。

ですから、今回ののが全部に広がるのではなくて、あくまでも復興計画の中に入っているから、今回町が買い取るというふうになっております。

○10番（沖 徹信君） ということは、例外でしますということですよ。しかし、例外でしたら、今度からもそうなるはずですよ。何事も、役場なんかは特に言うでしょう、そう

いう例外は認められませんと。「ここをぎゃんしてくれ」と、「いや、そういう例外は認めません」と、一番に言うのが建設課なり農業振興課。現場に行くとするときには、例外はだめですと。今後は例外も認めますということたいな。だから、おたくたちも矛盾が非常にありすぎる。中心後退して、4メートルの道を造る。それは義務化でしょう、今は。中心後退せん限り、家は建てさせんでしょう。中心後退せんでも建てられますか。建てられますか。

○建設課長（野口壮一君） いわゆる都市計画区域内で、土地のあるところで家を建てようというところの物件については、都市計画法42条の2項道路ということで、これは建築確認申請の時点で、そういう絵を描いて申請しなければ家が建てられないという、法的な手続きでなっています。

中身は、全然塀も建てられなくて、家だけを建てられているという事案もあります。

○10番（沖 徹信君） それでは、中心後退した部分の、中心後退したから何十センチかは、そこが町道であって、両方に、4メートルの道を造るためには何十センチか後退すれば、片側2メートルということで、片側は何か家を触らない限り動かないですよ。家を建てとってブロックとか何かするから、中心後退ですのですね。その場合に、中心後退の中心は打つけれども、民間側の杭は打たないというのが建設課の方針でしょう。その点はいかがですか。

○建設課長（野口壮一君） 現状としては、杭は打っておりません。家を建てられて、ブロック塀とか新たに設けられても、本人さんがもう町に寄附をしたいという事案等があれば、それでも本人さんにその土地の分筆をしてもらって、その部分を町に寄附をしていただくという手続きになります。

○10番（沖 徹信君） ということは、中心後退しても、ブロック塀の道路側は自分の土地として使っていいということですか。中心後退したということは、通常町の敷地になるということではないということですね。ということはブロック塀して、ブロック塀の外には50センチ引いたと。50センチのところを石を並べてしても、何も問題ないということですか、そういう言い方をすれば。

○建設課長（野口壮一君） あくまでも中心後退というのは、いわゆる、そういう狭隘な道路に対しての建築基準法で引いてくださいということですので、下地は分筆しない限りして、町に寄附をされない限りは本人さんの名義になっておりますが、あくまでもその部分は、

交通の用として提供しますという扱いになっております。

○10番（沖 徹信君） そうしたら、中心後退した。その道路は、前のところまで舗装してあった。中心後退したその何十センチは今砂利道となっている。そこは誰が整備するのですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の予算の都市計画の予算の中でも、舗装の1種費と原材料費ということで計上をさせていただいています。家を建てる人が家を建てて、新たに塀を造るときに、施主さんがもう一緒にやっていくよということで、そういう申し出があるところについては、町から材料費を支給している。あとは、全然塀とかもない場合でも、今の手続きの中では、口頭の申立書ということで、その施主さんからいただいたところについて、部分的に面積が少ないものですから、ある程度面積がないとなかなか業者にも対応が難しいということで、そういう幾カ所かたまったら、ことをかけているという状態であります。

これが、私たちの悩ましいところなのですが、隣の嘉島町の都市計画区域内、それから益城町の都市計画区域内でこういうセットバック事案というのは出ておりますが、今のところ、益城町、嘉島町については、舗装道関係については一切行政はかけてないんですけど、やられないみたいです。本町においては、そういう決算が自主的にある部分とか申し出があった部分については対応しているということで、今のところ進めております。

○10番（沖 徹信君） 申し出があった分ということは、どういう意味ですか。

○建設課長（野口壮一君） やはり施主さんのほうで、できれば町でやってもらいたいという事項のものをもとに、そういう舗装の申出書あたりが出されてきているということになります。

○10番（沖 徹信君） 建設課の職員の方は、そういうことは言われませんでしたけれども。こうして、中心ばしとったら、いつかここら辺をするときにはしますからと言われました。しかし、もう大分経ちますけど、そのままですよ。何か書類を出さないとですか。

○建設課長（野口壮一君） こういう震災の後でも、1つの路線でもかなりセットバックが出てきて、本人の申立書が出たり、例えば地域の区長さんあたりもどうにかできないですかという話も実際出てきております。そういうところについて、建設課である程度の面積あたりが出れば、舗装をかけているというもので扱っています。

○10番（沖 徹信君） 各個人の駐車場に入る分、その部分も同等と思ってよかったですか。1

件のために、町道のその舗装をすると、それもするわけですか。それとも、塀をして、塀をしたから自分の家に入るのには何も関係ないと。地域の人たちが通るのに、50センチ舗装してないから通りにくい。そういうところも今同じような条件ということで見えていいわけですか。

○建設課長（野口壮一君） 先に言われた、駐車場の出入口のためにとかいうものについては、それはあくまでも施主さんの都合になると思います。あくまで塀あたりをしたところで、みんなの利用に供されるところあたりは対応していくところですよ。

○10番（沖 徹信君） その件はそれでいいです。

それでは最後にもう1つ、内水面、牛ヶ瀬のあそこで、車がつかったりとか何かありましたよね。あの補償はもう済んだのですか。

○建設課長（野口壮一君） 牛ヶ瀬地区も滝川地区も豪雨災害によって被害を受けられた方が、対象戸数が60件あったのですが、国も、国土交通省で国家賠償法に基づき補償の交渉に回られております。今のところ、最近の2月末の現状として、60世帯の中から、今のところ58世帯の方が既に承諾をいただいている。あと2世帯についても、国で継続して交渉が行われているという状況です。

○10番（沖 徹信君） それでは、58世帯、その方の補償金はもう払われたのですか。補償金というか、被害相当の金額というか。

○建設課長（野口壮一君） 交渉が2月末で、その58世帯が済んでいますという、情報は町にもいただいているのですが、すべて支払いまで終わっておられるというのは、確認する資料はもらっておりません。もう既に支払っておられる方も中にはあると思います。そこは、完全に支払われているかというのは確認はできないような状態です。

○10番（沖 徹信君） あれは、町が中に入って交渉していたのではなかったのですか。住民の方と国土交通省との直接交渉ですか。

○総務課長（吉本敏治君） 私からその点についてはお答えいたします。

私のほうも、最初から国土交通省との協議には入っております。最初、町の管理瑕疵もあるので、町の保険で何とかならないでしょうかという話がありました。しかし、町が保険で仮に払っても、国に責任があるということになれば、保険会社は国家賠償法に基づいて国にその請求をするということになりますよということも、ずっと協議を重ねて、最終的には、国が、国家賠償法に基づいて賠償しますということで了解を得たわけですよ。

して、被害者を集めて説明会等をやって、そして順次、当時の河川国道事務所で、まず補償の、賠償するための調査をしなければならないので、その調査そのものは河川国道事務所が委託業者に対して委託をしたわけです。そして、調査を行い、被害額を認定し、そして1件ずつ示談交渉を進めました。そして示談が調ったところから、賠償金の支払決定となっていくます。

ですので、町としては、町の責任はもう一切問われなかったということです。国が全部国家賠償法に基づいて賠償しますということになりました。

先ほどありましたように、60世帯のうち58件がおそらく示談が済んでいるものと思われます。そのうち既に支払いが終わっているのが相当数あると思います。これはもう、河川国道事務所に問い合わせれば、関係資料等は町にもらえるものと思っておりますので、それは一応建設課から確認されておるかもしれませんが、それはまたそのうち伝えたいと思います。

○10番（沖 徹信君） 私が言いたいのは、国と住民の間に、中に入って、町がいろいろなことをしていたわけでしょう。それなら、いつ町は抜けて、国と住民の方の示談交渉になっているのですかということです。

○総務課長（吉本敏治君） 私も当初のほうには参加をしておりましたが、国家賠償法に基づいて国が賠償をするという判断をしてからは説明会があって、その後、確かに建設課の維持管理係に国土交通省から連絡はあっておりました。ですから道案内とか、そういったところまでは建設課が携わっていたと思いますけれども、直接の交渉については、先ほど申しましたように、国土交通省の職員、それから委託業者で進められたものと思っております。

○10番（沖 徹信君） それで、私が言いたいのは、そういう形で、最初の間は関係しとったわけでしょう。だから、するときに、Aさんには幾らやりました、そういうことは別によかったですよ。Aさんはもう示談が成立しました。Bさんはまだですとか、そこら辺は何月何日付けで、今何%の方の示談交渉が成立しましたと。そこら辺の報告は、やはり求めるか、向こうからするかして、町民の方にはそれだけの説明をするのが義務ではなかったか。

○総務課長（吉本敏治君） もう約3年前にその案件が発生したわけですが、交渉に入ってから、もちろん国土交通省も一覧表を作成されて、交渉の状況については、最初は定

期的に来ておったかと思います。その後、建設課の維持係には国交省から1カ月に1回か2カ月に1回程度は、その状況の報告はあっておったと思います。ただ最近は、私もそこまで話は聞いておりません。その書類を私もいただいたことがありますので、建設課を通じてもらったことはありますので。ただ、最終的なものは私ももらってはおりません。

○10番（沖 徹信君）　こういう交渉ごとというとは長引けば長引くほど、もう早い時点で「うん」と言うているのと、ぎゃんいつまでもせんならもういつまでも放っていっちょけとなると思います。誠意を持って早くすれば早く問題は解決するんですよ。もうすぐ被害に遭って3年になりますよ。早い解決をお願いしておきます。

○9番（田中隆敏君）　都市計画区域内の件では住宅を建設するということで、建築許可確認、要するに、道路中心後退、この部分の中で、私たちの地区の方で、震災後住宅が全壊で解体をして新たに住宅を建てられました。そのときに許可をおりに、4メートル通す中心後退が発生した。そしたら、自力で石垣を壊して下げて、石垣をまた積み直して、ブロックを上積みして、そういうふうにされました。でないと家が建てられない。それが私道ですよ。

私は野口課長に以前持ち上げたけれども、報告も何もないけん、あえてここで出しますけれども、何で2メートルぐらいの道路が、今回の工事車両の幅員が広がって、じゃあ、ここには中心後退は発生しないのですかと、もう確認がおりていたわけですよ。その点をちょっと説明をしてください。

○建設課長（野口壮一君）　議員が指摘されたところ、私たちも現地に行きまして、現地等当日手配して、現況を図ったりして、県の景観建築課にも私たちも協議をしました。この物件は、もちろん都市計画区域内ということで、そういう事案になるわけですが、建築主事側からの話では、町道の中心、またあそこは水路ですので一方後退という取り扱いになります。4メートルを確保しなければならないということで、何回か私たちも施主さんに、地元からもそういう要望がありますからという話は実際伝えはしました。

建築主事の法的な解釈からいけば、御船町の都市計画が決定したのは平成3年です。今あります石積の空石積です。あれが石積みされたのが平成3年より以前のものであれば、強制ができないということで、その施主さんが新たにブロックをついたりブロック塀を施工する場合も、そのときにその条件が課されていくという見解でありました。

私たちも国にもお話をしなければならなかったのですが、ちょっと私のほうに、建

築を担当した設計業者が町にも来ていまして、設計業者から地元の方にも説明をしましたというのを聞いておりました。その辺は最終的には地元との確認までしてなかったところについてはお詫びを申し上げたいと思います。法的なものとしては、そういう展開で今やっているというものであります。

○9番（田中隆敏君） 平成3年から都市計画区域内に入りまして、それぞれの住宅建設される方は中心後退をして、現在家が建っているわけです。この震災の後、たくさんの住宅が建っていますが、現在も住宅建設をされておりますけれども、やはり、町道であって、4メートルなければ、中心を決めて、それからやはり2メートルを後退と、現在もやっていますよ。でないと家が建てられませんから。

じゃ、あそこは地籍はもう終わっているわけでしょう、地籍。ということは、反対側は水路です。水路のほうに道路が広がっているわけですよ。だから、地籍に下水も入っていますから、それなら下水道のときに、何メートルの今道路幅があって、そこに入っていると。そうすると、自ずから今あんなに広がった。広がったのは工事車両がどんどん通るから、素掘りのそういう水路だから、水路側に広げなければ、どこさん広がるですか。

そういう中でするなら、決まりどおり報告があった、なかったではなくって、家を建てるに当たっては、みんなと同じく中心後退が発生する、下げてくださいと、そういうことだった。全部、平成3年前の構造物ですから、ということは、当然中心を決め下げる。じゃあ、わからないから、地籍でもう1回洗えばわかるわけでしょう、幅員が。だから、それで許可がおりたということは、4メートルあるからおりたのでしょうという意味。私は、ではないから、「どうなっているのですか」と尋ねた。地元の方も、「あそこは引かんてよかつや」と私に言いなはったけん、そういう話ですよ。だから、それがちゃんと都市計画区域内に決まった形で、そして許可をおろしたなら何も言いませんけれども、そうなっているのかなというところで申し上げたわけですよ。地元の方もそういう議論があったわけです。

ですから、これを言ったけれども、現在、全く報告も何にもなくて。だから今日、あえてこういう問題が出したわけですよ。やはり、もうちょっと、そういうお尋ねをしたときには報告をしてください。そのままぶりやっておらんだですね。そうでしょう。だけん、私も地元の町民の方には、「どういうことでどうですよ。あそこは問題ありませんよ」と言わにゃいかんけん。それすら言えないじゃないですか。そういうことをやっていただき

たいと思います。報告をお願いしますよ。

○建設課長（野口壮一君） 迷惑をかけました。今後について徹底して、その辺は対応をしていきます。

○9番（田中隆敏君） 引かんでよかったですね、それなら。

○建設課長（野口壮一君） 対象の建築確認申請の図面上は、水路から4メートルというところで、それで、その図面で県の建築許可も下りているというような状態です。

○1番（清水 聖君） 263ページです。私道復旧事業交付金で出ております。これが2分の1の補償です。これは私道ですけれども、例えば里道とか、そういうところには使えないのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これも復興基金を活用した事業で、私道ということで、個人名義の土地ということになります。里道は該当しません。

○1番（清水 聖君） では、里道はどうしたらいいのでしょうか。現在六谷・田畑間が全面通行止め、うちから田畑まで上れないのですね。非常に迷惑しています。そこに里道が、多分昔の県道152号線、昔の。今はもうそれがいつの間にか里道になって使えていないような状態。途中までは通れます、2トン車ぐらいは通れますけれども、それから先が通れなくて、そういう面で、使えたらちゃんと水越までは開けるかなと、通行止めになった場合も、そこを通れるのではないかなと思いますけれども、こういう事業はどういった面で使ったらよろしいのでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 今里道と言われましたけれども、里道もいろんな目的で使われる里道があると思います。集落内にある里道、それと農業用として使う里道、山に行く、林業で使う里道と、いろんな使う用途があると思います。それで、今言われた里道がどのような使われ方をされているのか。生活道路として使われているのか、農林道として使われているのか、その目的によって私たちは対応をしていきたいと思っています。

○1番（清水 聖君） 農業用が800メートルぐらい、それから先は林業の方が通られる、使うというか、そういう状態ですけれども、今はそこはほとんど通れない。地震等、そういうので道も壊れていますし、開いていないような状態です。これは、相談すればどんなにかなるわけですね。はい。

それから小坂の、今、竹山が崩れて法面をきれいにしてあります。切ってもきちんと

してあります。下のほうもちゃんとした井手も通っています。そこは場所がわからないでしょう。小坂の橋を渡って台地のほうに向かう、昔クロネコヤマトがあった反対側のほう、そっちが変わっていて、山地さんとか住んでいらっしゃいますね。そこら辺の向こう側はきれいに整地されて、家も何軒か新しい家が建っていました。その下のほう、井手があるのですけれども、このどこに水は流れていくのでしょうか。その管理はどこがするのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 昨日も質問がありました、熊本県が施工します急傾斜地崩壊対策事業で工事を施工されている箇所であります。放流先まで町で確認ができておりませんので、できれば、そういう事情を言っていただければ県の方につないで対応したいと思えます。

○1番（清水 聖君） とにかく、もう水が流れるところがなくて、先のほうはよどんで濁っています、腐っています。あれは今度雨が降ったらそこら辺多分浸かるのではないかなと思います。1回私もカメラを持っていけばよかったのですがすけれども持っていかなかったので、確認をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 1点だけ、265ページで、道路維持管理委託料325万円というところ、これはどこに委託をされていますか。

○建設課長（野口壮一君） 町道の除草だったり、それから側溝等の工事ということです。ずっとシルバー人材センターに委託をして対応をしてもらっているという現状です。

○4番（中城峯雄君） シルバー人材センターですか。これは私どもの行政区にシルバー人材の方は見たことがありませんけど。どこをやっているのですか。

○建設課長（野口壮一君） どこにも接しないような、例えば極端な話、中央町道線の橋とか、それから、吉無田のほうの大規模林道関係です。その辺のあたりをお願いしている。また地域でやってもらっている、地域地域で重ならない部分あたりもありますので、その辺をシルバー人材センターにお願いをして、対応してもらっているという形です。

○4番（中城峯雄君） そうですか。私は例えばうちは甘木区だったらですよ。管理料として以前から2万2,000円来ているんですよ。その根拠は、なぜ2万2,000円かわかりませんので。それだと思ったのですが、その分はどこに入っているのですか。各行政区に幾らか、甘木については2万2,000円ですけれども。

○建設課長（野口壮一君） 町道管理報償金ということで、各地域で取り組んでいただいているところについて、町道管理報償金として出しております。

今回は骨格ということで、6月の補正予算で出てくる形になります。内容としては、キロ数、いわゆる管理をしていただく距離によって均等割と、それからその距離に見合う金額を合算してお支払いをしているというものになります。

○4番（中城峯雄君） わかりました。では、6月の骨格のときに、もう何十年と2万2,000円変わりませんので、また質疑します。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 中城議員の質問にかかわるのですが、264ページから町道維持管理、当然骨格ですから補助金は入っていませんよね。私どもの委員会でも昨年地域の高齢化や人口減少に対して、持続可能かつ財政的有利な町道の管理方法を検討するようお願いしていた部分があります。今回も、この中、骨格及び、次の補正になるのかもしれませんが、それでどのような管理方法を検討され、何か変更があったならどのような変更があったかをお答えください。

○建設課長（野口壮一君） 先ほどお話ししました町道管理報償金です。距離数が、昨年から10キロまでは段階的な報償金に見直したということで、10キロ以上の管理をされている山間地の地域の皆さん方にも、その辺の報償金を見直されたというものにもなります。

やはり山間地域の方も高齢化がっておりますので、やはり今まで10キロ以上をされていたところも、やはり限界があるということで、お話が町に来ております。その辺をシルバー人材センターあたりに頼んだりして、その辺を対応していくというものになります。

○5番（福永 啓君） 補助金自体は、10キロぐらいでやっていたんですね。あとは10キロあろうが30キロあろうが同額だったと。単価そのものあたりの見直しとかはなされていないわけなのですか。

○建設課長（野口壮一君） 町道報償金で10キロ以上をされているところで、10キロ以上の地域が、もう10キロで決められているということで、それ以上はできないということになっておりますので、その辺はそれで対応しております。金額については、10キロまでの段階的な金額に見直しますと、今までの規定の枠は変わっていないような。先の延びたほうの金額だけを追加していくという形であります。

○5番（福永 啓君） どっちかでやはり適当なところを検討して決めていただきたいと思います。

ますが、これは御覧になったらわかりますとおり、町道全部の維持費、町道というのは、全200キロとか300キロとかあるわけなのですが、里道を含めればです。それでこれだけで収まっているというのは、区の方々が協力していただいているからこそ、初めてこの金額で収まっているのです。ほかにも山都町とかももっとあると思います。ですので、今度6月ですから、それについては出てきた後に議論したいと思いますが。単価的な見直しも、若干考えられてもいいのかなとは思いますが。

次、同じ町道なのですが、地震等の修復が行われたシンボルロードの歩道です、これがやはり私も毎日見ておりますけど、私、こけた人を見たんですよ。ちょこっと浮いているでしょう。歩きよるとやっぱり段差が、タイルとタイルの間にこういうふうに段差が出てきちゃっているんです。特に、メインに行くところですか、江藤歯科のところの右側ですか、そういう若干人通りが、車が交差するところですが、ここについては結構痛みが激しいのです。これは、この短い期間でこんなになっちゃったんです。地震の前は、できてしばらくは同じような感じだったのです。ここはああいうふうにデコボコになっていませんでした。このあたりは認識していらっしゃいますか。そして、どのような対応をなさいますか。

○建設課長（野口壮一君） 今、シンボルロードの歩道の部分で、私も確認をしております。メインの入り口2カ所です。それから、ほっともとの前、江藤歯科の前あたりです。認識をしております。やはりねじって入るところに、インターロッキングというのは、震災で弱くなっているということで、浮いているのも現在確認しております。

かと言っても、あそこをやはり乗り口のところをアスファルト舗装に、強固にして通行に支障がないように持っていこうということで、できますなら平成31年度の予算の中で動ける範囲で対応したいということで行いたいと思います。

○5番（福永 啓君） そこだけアスファルトになると色がですね、あそこだけ灰色になるのですかと。ずっとそうやってシンボルロードで、あれで皆さん作ってきたのに。だけど、地震の前はあそこまではなかったのですよ。地震の後の補修で、この短い間にああいうふうに出てしまったと。工法を変えれば、同じように、下のほうにアスファルトを敷いたり、それから敷いた上でやるとか、砂の上でやっていますからね。工法を変える方向で何かいい方法はないのかなと、そのあたりは検討してください。単純に取っ払ってからアスファルトにすればといたら、また、「ええっ」という方も出てこられないとは限りませんの

で、その検討はお願いいたします。

次に。

○議長（藤川博和君） ちょっと待ってください。

お諮りします。本日の会議は議事の都合により延長します。

どうぞ。

○5番（福永 啓君） はい。273ページ、マスタープランに関するものが出ております。マスタープランです、再三この議論は出てきたかなと思います。昨日も出てまいりました。現在、御船町のマスタープランを改定中なのですが、特にインターの近く、このあたりが今は産業立地ゾーンとなっている、このゾーンを変えていくのか、産業立地ゾーンという名前をなくしてしまうのか、あそこを商業ゾーンとするのか、そういう変更というのも考えていかないといけない時期になってきているかなと思います。今から小さい店舗とかが張り付いていったりするかもしれません、中央線右側通るときにはですね。そういうときに、どういうふうにマスタープランの変更を考えていらっしゃるのか、方向性をあと1回すみません、お聞かせください。

○建設課長（野口壮一君） 変更の、町とマスタープランというか、15年以上策定されて経過しているということで、街中も国道・県道のバイパスが進んで、大分様変わりしているという状態の中で、今回マスタープランを見直すという作業を進めているわけですが、昨年10月末からかけまして、町民の18歳以上の2,000名の方を対象としてアンケートを実施しております。回収率も高く、43%という回収率を得ております。またこの辺の町民の方の意見をもとに、地域でも地域懇談会を開いたり、いわゆる町内の検討委員会を開催したりということで、現行のマスタープランの改定をしました。

一番、マスタープランの基本となるものは、今議員が言われましたように、今回の震災復興計画それから総合戦略においても、いわゆるインターを活用した場所にとということで掲げてありますので、まずは御船インターに今誘致を計画しております、特に用途地域を先行して張るという作業と同時に、現行の町中の実態に沿わせたマスタープランの見直し作業ということを念頭に置いて今進めているという状態であります。

○5番（福永 啓君） 大型商業施設があつて、そして街なかがあつて、その間なんですよ、そこをつないでいかないと。先ほども言いましたとおり、もう既に1,000万近い集客があつたのに、御船町にはほとんど呼び寄せられていない。それが3キロ手前に来たから

とって、同じ状況が変わらなければ、呼び寄せられるかといったら、それは難しいと思います。この間に、このところをきちっとどのようにしていくのかという方向性を、このマスタープランの中に打ち出していないと、今すぐ用途を回復しないと、流通だけのみやっているからだめと言われたりするわけですから、ここはどう使っていきたいねというのをきちっとこうやって、店舗を並べていくとか、そういうのができるような変更をしていかなければ、それは皆さんが思っていることだと思います。なので、そのあたりをよろしく願いいたします。

次、281ページ、町営住宅の補修の予算が出ております。これは、何かまとめて全部やってあるものなのか、どこかを町営住宅を意図してやるものなのか、その2つをお願いします。

併せて、何回もすみません、これは毎回私はお聞きしなければいけないと思っています。超老朽化した町営住宅です。前回一般質問したときから現在において何か進展があったのかどうか、そのあたりを併せてお聞きいたします。

○建設課長（野口壮一君） まずは、町営住宅の維持補修費の件なのですが、これは、確認後特定したところではなくて、月の町営住宅の修繕を想定した予算ということで計上しております。主に水周りです。老朽化した住宅の水周りとか床張りとか、キッチンの水周り、その辺に突発的に発生する事案がありますので、それに対応するための修繕ということで計上させていただいております。

後者の老朽化した住宅からですと、震災等のものなのですが、平成30年度で老朽化した住宅からの住み替えを行ったものが26戸です。町営住宅に今なっております。それから災害公営住宅3件です。それから老人ホームに3件、御自身の家族、娘さんのところに移られたという、もろもろのその他で9件ということになります。

それから、次に空き家だった解体も10戸ほど解体しております。それに中原団地の27戸、合わせて63戸の解体を平成30年度はしたというところであります。

この前の議員からの一般質問の中でもありましたように、なかなかやはり住宅への愛着関係です。それからコミュニティが形成されていて、新地へなかなか離れたくないと。家賃の問題、それから引っ越しに対する負担、それぞれもろもろありますが、平成31年度も続けて、その辺の住み替えにも対応をしていきたいということで考えております。

○5番（福永 啓君） 前回、一般質問したときに、それから進まなかったものが、地震を機

に結構進められてきました。今お聞きしたのは、前回一般質問して、もう数カ月経っておりますけど、ここの3カ月で、要は来年です、例の私たちが、もうこれは喫緊の生命・財産を守るためにもすぐにでも移転してもらわなければならないと思っている、築70年とかの老朽化した住宅です。あれについての進展はありましたか、防災において。

○建設課長（野口壮一君） 引き続き電話等で職員も対応しておりますが、大きな動きというのはいりません。1つだけ言えるのは、残そうとしている木造仮設住宅あたりを、同じような規模ですので、その辺は話しやすいといえますか、特定入居になりますので、5年間について段階的に家賃も上がっていきますよという話も中のほうでしているような状態です。

○5番（福永 啓君） やはり話してみると、お金の問題ではないのですね。ほぼ今も残っていらっしゃるところは。今回も実はお聞きしてみました。そしたら、「頻繁に係が訪れれば、やっぱりね、行かにかいかなかなという気持ちになるんだよ」と、本当に人間関係です。一番、区長さんたちも手伝うと言っています。これについては、私は本当に震災を受けた者として、ああ、すみません、少し様子を見直しになるけど、毎回毎回、聞きます、進行状況をですね。

次、248ページ。これに災害公営住宅に関する費用が幾つか出ております。今、順調に災害公営住宅は進んでいると思います。今それぞれの災害公営住宅の竣工です。284ページ以降です。それぞれの災害公営住宅の竣工日とか入居開始、一部に、これはもうある程度確定いたしましたか。

○建設課長（野口壮一君） 町営住宅の整備状況について、お答えします。

まず、古閑迫団地については、今月末に完成の予定をしています。それから検査等を済まして、入居式を4月13日と決定しております。それから町営住宅の一丁目の第Ⅱ団地です。これも同じく3月末には完成予定で、検査等踏まえて、4月19日に入居の計画をしています。木倉の住宅です。木倉は今年の4月末完成予定で、検査もろもろをして、まだ具体的な日にちは決まっていますが、5月下旬に入居を計画しております。同じく、旭町の団地です。同じく4月末の完成予定で、入居式も同じく5月下旬を予定しております。町営住宅、小坂団地です。完成予定は7月中旬に予定しております。検査等を踏まえ、8月中旬に入居を予定しております。

今度は、一丁目の第Ⅰ団地です。RC3階建てのものです。完成予定時期を平成31年

10月末もしくは11月上旬ぐらいで計画をしております。入居の時期は今年の11月末に予定をしております。最後に、上高野団地です。完成予定時期を年内12月末頃に予定をしております。入居については、明けて来年1月中旬頃を入居予定ということで、住めるように今のところ計画をしております。

○5番（福永 啓君） 最初の、ここの計画とほとんど変わらないというか、一部早くなっているところがありますね。大変順調に進んでいて、皆さんも喜んでいらっしゃると思います。

○議長（藤川博和君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤川博和君） これで質疑を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時12分 延 会